

平成24年第1回定例会

森町議会会議録

3月会議

平成24年第1回森町議会定例会3月会議会議録 (第3日目)

平成24年3月8日(木曜日)

開議 午前10時00分
延会 午後 3時28分
場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長の諸般報告
- 3 一般質問

○出席議員(16名)

議長	16番	野村 洋君	副議長	1番	菊地 康博君
	2番	山田 誠君		3番	宮本 秀逸君
	4番	松田 兼宗君		5番	前本 幸政君
	6番	川村 寛君		7番	西村 豊君
	8番	木村 俊広君		9番	堀合 哲哉君
	10番	中村 良実君		11番	小杉 久美子君
	12番	長岡 輝仁君		13番	三浦 浩三君
	14番	東 秀憲君		15番	黒田 勝幸君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町 長	佐藤 克男君
総務課長	木村 浩二君
総務課参事	佐々木 陽市郎君
出納室長	菊池 一夫君
防災交通課長	久保 康人君
契約管理課長	竹浪 孝義君
企画振興課長	伊藤 昇君
税務課長	泉 一法君
収納管理課長	野田 勝正君
保健福祉課長	佐藤 洋君
保健福祉課参事	金丸 由起子君
住民生活課長	竹内 明君

環境課長	横内	仁	司	君
環境課参事	木村	哲	二	君
農林課長	山田		仁	君
水産課長	島倉	秀	俊	君
商工労働観光課長	金谷	孝	己	君
建設課長	小井田		徹	君
上下水道課長	石島	則	幸	君
上下水道課技術長	若松	幸	弘	君
教育長	磯辺	吉	隆	君
学校教育課長	芳賀	幸	則	君
社会教育課長	澤口	幸	男	君
公民館長	片野		滋	君
体育課長	谷口	方	規	君
給食センター長	坂尻	正	純	君
生涯学習課長	中島	将	尊	君
さくらの園・園長	釣	隆	吉	君
病院事務長	成田	研	造	君
消防長	山田	春	一	君
消防署長	松川	真	也	君
砂原支所長	輪島	忠	徳	君
町民サービス課長	清川	水	信	君
保健対策課長	川村	光	夫	君

○出席事務局職員

事務局長	本間	一	男	君
事務局次長	藤田	司	志	君
庶務係長	喜田	和	子	君

○会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番、川村寛君、7番、西村豊君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

ここでお知らせがございます。さきの議会運営委員会において、一般質問の答弁席の区分について1問目から自席で行うとした提案がございました。森町議会の運営に関する基準の変更を伴いますが、本日の一般質問から試行したいと思います。町長、教育長におかれましては、よろしく願いいたします。

また、議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、あわせてお願いいたします。

初めに、1、石谷小学校についてを行います。15番、黒田勝幸君の質問を行います。

○15番（黒田勝幸君） おはようございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

石谷小学校についてでございます。石谷小学校は、平成15年4月1日で休校となって以来9年が経過いたしました。私は、校舎の利活用について平成22年、これ21年の誤りでご

ざいます。お願いいたします。平成21年9月議会で一般質問をしております。教育長の答弁は、現状では再開は厳しい。維持費もかかるので、当該教育施設の有効利用について検討が必要だと考えている。また、町長は保育所等も視野に入れながら、利活用について前向きに検討したいと答弁しておりますが、既に3年経過しようとしております。現状はどのようなになっているのかお尋ねいたします。

○教育長（磯辺吉隆君） おはようございます。それでは、石谷小学校について、黒田議員のご質問にご答弁申し上げます。

質問の件につきましては、以前にも一般質問を受けておりますが、その当時も石谷小学校につきましては休校措置を継続せざるを得ないと答弁していると思っております。その後も関係機関と協議、情報交換している中で、その活用方法について検討しておりますが、立地条件からも冬期間における利用も条件が厳しいため、当分地域の津波防災避難施設として活用していきたいと考えております。

全国的に見ましても少子化による児童生徒数の減少、市町村合併の影響などにより、毎年400から500校の廃校が生じておる現象でございます。また、平成22年5月1日現在の休校等については454校となっております。このような課題の解消を図るため、文部科学省におきましては廃校プロジェクトを立ち上げたところでございます。地方公共団体の廃校施設等の情報を文科省のホームページ上で広く全国的に公表することで、より多くの民間企業、学校法人、NPO法人、社会福祉法人、医療法人等に情報提供ができ、新たな活用、ニーズが生まれるなどが期待されるところであります。今後これらの活用につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（黒田勝幸君） 立地条件が厳しいので、なかなか先の見通しが立っていないようで、とりあえず災害時の避難所ということですね。わからないわけではありませんけれども、場所はああいう場所ではありますけれども、方法論はいろいろあるのかなと、こう思っております。学校自体は、非常にまだ新しくて十分使えるものでございます。問題は道路だと。高台にありますので、道路幅も特に冬期間は雪降ったりすると危ないと。道路の改修というのは、幾らでもできると思うのです。ということは、多少広げて冬はロードヒーティングとか、いろんなことできるのです。

それと、今四百五十何校どうのこうのとありましたけれども、これ今年の1月28日の北海道新聞でございます。これ見ますと、いわゆる文部科学省の全国の公立学校の廃校数は2011年5月時点で6,300校あり、道内は706校ありますよと。全国でも最多だと。全国、道内とも利活用されているのは7割どまりだというような、こういう記事があるのです。それと、これ見ますと利活用されている事例が出ております。17件出ております。その中に森町も出てございます。姫川小学校児童デイサービスセンター、数年前から利活用されております。この事例も出ております。それと、日高管内の新冠町の学校が7校閉校した

のです、平成20年に。それで、これインターネットで募集したのです。それが全国で初めだったのだ、インターネットでこれ流したの。すごく話題になりまして、テレビにも新聞も出ました。そして、その7校のうち現状は既に6校が利活用されているのです。そういう現状がございます。それと、むかわ町の事例です。これインターネットに出ていますから、もう今インターネット開いたら、こんなのばかりです。すごいですよ、どこの町も。それで、むかわ町のこれ事例なのですけども、築10年なのです。その学校、今インターネットでこれ流しているのです。賃借、貸すこともいいし、譲渡、売ることもいいですよということで、これ募集しているのです。それで、いわゆる借金あってもいいのですかという、これ私直接聞きましたから、担当課に電話かけて。森でも同じようなケースがあるのだけれども、借金残っているのだけれども、こんなのもいいのですかと。それは、やり方いろいろありますと。大分緩和されました。教育長言いました、20年から緩和されていますから。その相当、借りている金額の、その金額を基金として積み立てしておけば売ってもいいのだと。また、利活用なり人に貸しても、それは別に金積まなくても年間何ぼ何ぼと決まっているわけでしょう、返すの、償還。それ払っていけばいいのですよと。大丈夫ですよということもきのう知りました。だから、今まで教育長はいろいろ使うにしても制限があると言っていたのだ。今日はもうがらっと変わってしまったから、いわゆる避難所にするのだと、場所が悪いのだということでしょう。そうではなくて、やっぱりあれだけの財産だから、もう少し前向きに何かに活用することを考えたらいかがですか。あそこ4億2,800万かけて建てたわけでしょう、平成5年に、町長。平成5年、これ町長の答弁ですから。平成5年に4億2,800万円かけて建てたのです。それで、借金のほうも減ってきていますよね。これ資料見ると、24年度以降の支払いが元金が6,500万円、利息が1,000万円、7,540万円、これ払わなければいけないのだよね。だから、借金あってもいろんな活用方法が今できるようになったの。そうしなさいと文科省でも進めているでしょう、プロジェクトチームつくって。今言っていましたよね。ですから、避難所だけにしておかないで、ほかのものに利活用しても避難所にはできるのです、有事のときは。そうですよね。だから、もう少し前向きな答弁欲しかった。まだまだ利用価値ありますから、その辺どうなのか。全然もうその避難所で終わるのですか。もう一回お願いします。

○教育長（磯辺吉隆君） お答えいたします。

大変子細に富んだご意見ありがとうございます。先ほどは、当分地域の津波防災避難用施設として活用していきたいと考えておりますけれども、当然並行しながらその利活用についてはいろんな角度からやはり並行しながら検討は加えていかなければと、このようなことには思っております。それで、まずは先ほど言われましたとおり残債の関係もございます。これについては、もちろん他市町の例も見ますとおりいろんなやり方はあろうかと思えます。それで、まずはあそこは学校でございましたので、教育施設として何か利活用の方法ないかなというふうなことで関係機関に当たってきた経緯はございます。例えば特別支援のほうのあるいは分校だとか、そういうふうなことについても関係機関とは協議し

てまいりましたけれども、なかなかちょっといろいろなことでそれは実現はしませんでしたけれども、多岐にわたって教育施設についてどうかというふうなことで、まずは話し合いをしていた経過もございます。当然できれば町内あるいはこの近郊にそういった利活用の話がどんどんあればよろしいのですが、どうしても情報不足というふうなこともあって、なかなか利活用についての声が上がりがづらいというふうなこともあると思いますので、やはりこれを諸条件がもちろんクリアすればということもございますけれども、まずは広く発信してみてもどうかというふうな思いで、こういうふうなことの案で検討してみたいというふうなことでございます。当然また関係機関についても同時並行に利活用についての話はしていかなければならないものと、そういうふうなことで考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○15番（黒田勝幸君） 内容は変わらないですよ。それで、まずこの利活用の事例を見ると、新しく建てるよりも6割ぐらいの建築費でできたよと。そういう使われ方しております。それで、前回町長が答弁の中で保育所も視野に入れて考えたいという答弁がございました。今森町では、3事業を何とか民営化したいなということで議論されております。その中に保育所も入ってございます。いろいろ行財政改革の中で議論中ではございますけれども、今実際に保育所もう6カ所、あと民間でやっているのもありますから、建物も古いし、町内に点在しておりますよね。これを現状のままで民営化してもなかなか経費削減にはつながらないと思うのです。今幼保一元化の話もありますけれども、まずこれをある程度集約しなければコストダウンできません。そういうようなことを想定したならば、前回町長が述べられていたように保育所に、いろんな保育所を集約して、町内のそうやってまとめて経費削減を図ることも考えたらいと思う。それは、大型バス上っていけないけれども、マイクロバスぐらいは上っていけるのです。だって学校として使っていたのだもの、この間ずっと。そうでしょう、教育長。だから、私以外のほかの議員さんもそういうことも提言しております、過去に。今新しく建てるといたって大変なことだから、そういうようなことも視野に入れながらやはり考えていかなければだめだと思う。私これで3回目なのです、休校してから。全然変わっていないもの。進んでいないもの、教育長の考え方が。だから、あれだけの資産いつまでああいうふうに置くのかなと。教育長、言葉悪いけれども、自分の財産だったらああやって投げておくの、考えられないけれども。私なら、何かの方法で利活用すること考えるけれども。そうでしょう。毎年100万以上の維持管理費かけて、建物使わなかったら使えなくなってしまう、本当に。自分のものだと思ってもう少し積極的に考えてください。教育長もうこれ以上聞いてもどうにもならないから、町長にこれ質問書いていないけれども、町長前に保育の話もしていましたので、ぜひ最高責任者のお話聞きたいです。お願いします。

○町長（佐藤克男君） この間保育所の件も検討させていただきました。交通の便でなか

なか難しいと。今までの発想であれば、例えば尾白内だとか新川だとか、それがあそこまで行くということに対して非常に遠いというイメージを持っている。昔の要するに歩いてということを見ると、やはり地域に根差した本当にせいぜい3キロ、4キロ圏内での場所ということですが、今はもう時代変わっています、車でということ。ただ、あのトンネルのところでも今までもいろんな事故があって、人が行けなくて、そして船で運んだという、そういうこともあったということで、非常に保育所ということに対しては今マイナス材料が出ています。でも、今黒田議員が言ったように決して考えられないことではないかなと。社会福祉法人、老人ホームというようなことで見に来た方もおりました。ただ、余りにも光熱費がかかり過ぎると、学校ということ。それで、そこはもう見合わせました。これではもうとてもではないけれども、施設としては成り立たないということでやめられました。そのほかにも学校という話もありましたけれども、これも現地見てこれはもう話にならぬというようなことでしたが、後の話がないということです。だから、非常に難しいのですけれども、まだまだ全く無理ではなくて、これは考えていけばいろんなことに使えるので、3.11昨年あったときに、この季節にたくさんの方が避難されました。私も行って十分これは使えるなということで、非常に心強く思ったわけでございました。ですから、全くあきらめるのではなくて、今後もこれを何か活用することについては前向きに考えていかなければいけない一つの場所であるというふうには思っております。黒田議員から今保育所のお話ありましたが、使えるならばぜひあの場所を保育所、総合の保育所にできればいいなと、そのようにも思っております。

以上です。

○15番（黒田勝幸君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 石谷小学校についてを終わります。

以上で15番、黒田勝幸君の質問は終わりました。

次に、2、町政執行方針についてを行います。5番、前本幸政君の質問を行います。

○5番（前本幸政君） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

町政執行方針について。町長は、町政執行方針の中で今年度の主要施策の推進を分野別に報告をされ、平成24年度の町の方向性を示されました。内容について一部疑問の点もありますので、お聞きをしたいと思います。平成21年度より3年間、職員給与削減や町民からの協力、また国からの交付金などにより10億円を超える財政調整基金が積み上げられましたが、まだまだ最悪の財政の町であり、気の緩みではすぐに破綻に近い財政になるという危機感を感じさせる発言もされておりました。しかし、その後森町の将来の発展に寄与する施策には積極的に財政の投入をするというような事業も多く報告もされました。財源をどのように運用し、施策の推進を図られるのでしょうか。

また、TPPを意識した農業強化のお話もされましたが、以下についてさらなる具体的な施策をお聞きいたします。

1、エコファーマー制度を奨励した環境保全型農業の取り組みとは。

- 2、おいしい、安全、環境に優しい農業施策とは。
 - 3、作業受委託の支援や耕作放棄地の拡大解消の取り組みとは。
 - 4、スイートコーン、プルーンを限定としたブランド化とは。
 - 5、温泉熱利用還元型の具体的な構想とは。
 - 6、SPF無菌豚の普及方法とは。
 - 7、農業体質強化基盤整備促進事業による基盤整備の推進とは。
- 以上でございます。

○町長（佐藤克男君） 前本議員のご質問にお答えさせていただきます。

町政執行方針のとおり、TPP参加には反対の立場を堅持します。ただ、昨年11月に首相の交渉参加に向けた関係国との協議入り表明以降、十分な情報開示がないまま関係国との事前協議が進んでいる状況に危惧されるところです。国は、有機農業の推進に関する法律を初め農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を進めております。TPPの交渉にかかわらず、消費者から好まれる他産地と差別化された無農薬野菜、有機野菜を振興していくことが重要と考えます。

それで、質問にお答えさせていただきます。エコファーマー制度を奨励した環境保全型農業の取り組みとはというご質問でございます。エコファーマー制度とは、持続農業法に基づき都道府県が農業生産者資格を認定するもので、土づくりと化学肥料、農薬の使用低減により持続性の高い農業生産を行う計画を持って都道府県に提出し、認定を受けます。森町では6戸の農業者が認定を受けておりますが、全道では平成22年現在7,251戸が認定を受け、平成18年度と比較すると4.5倍となっており、渡島管内でも野菜農家が増加しております。エコファーマーが生産する農産物にはロゴマークが表示され、価格が高いにもかかわらず、消費者意識の高まりを背景に購入者は増加しております。そのことから、森町においてもエコファーマー制度を奨励してまいりたいと考えております。

おいしい、安全、環境に優しい農業施策とはとご質問でございます。森町の農産物は、現在でもおいしく、そして安全と思っております。しかし、おいしいという味覚は限りがあるものでありません。新品種も開発されておりますので、チャレンジしてさらなるおいしさを追求していくことが必要と考えます。安全、環境に優しいについては、現在でも農薬等の軽減に努められていることは承知しております。堆肥などの有機物を活用した土づくり、減農薬の取り組みから、有機JAS登録認定農家を増やしていきたいと考えております。

3番目の作業受委託の支援や耕作放棄地の拡大解消の取り組みとはというご質問でございます。作業受委託の支援は、森町営農指導対策協議会で取り組みを行い、集落営農組織への助成、昨年は先進的な農業法人組織により取り組みを行ってまいります先進地視察、岩手県を実施しました。今後の取り組みに生かしていきたいと考えております。

耕作放棄地解消の取り組みについての質問ですが、以前は耕作放棄地再生協議会で進めておりましたが、現在は森町営農指導対策協議会に集約し、進めております。また、農業

委員会では現地調査、町内在住の所有者への面談、意向調査、町外所有者にあつては指導通知等を実施し、農林課では農業委員会と一緒に農業開発公社による農地保有合理化事業を初めとするあっせん活動、耕作放棄地再生利用交付金を活用した農地の再生を行っております。

4番目に、スイートコーン、プルーンを限定したブランド化というご質問でございます。森町総合開発振興計画、商業、サービス業による施策として森もりブランドが位置づけられ、平成20年11月に森町地域ブランド促進・検討委員会を設置いたしました。地域ブランド保護のため、商標登録制度を活用し、生食としてのスイートコーン、生かじり、プルーン、甘かじりとして地域ブランドの育成を図ったところであります。付加価値による産地間競争、差別化戦略のかなめとして地域ブランドの取り組みは大切であり、品質の向上や保全に努めた販路拡大は生産意欲の高揚を促すものであります。今後においても生産者、J A、流通関係者の意見や協力をいただき、森町のブランド向上に努めてまいりたいと思っております。

5番目、温泉熱利用還元型の具体的な構想とは。温泉源は限りあるものと考えます。生産者と関係機関が将来の温泉熱利用のあり方について検討、着手してまいりたいと考えております。

6番目のS P F無菌豚の普及方法とはとの質問でございます。現在森町では、農業生産法人2社がS P F無菌豚を生産しております。S P F無菌豚は、従来の養豚と比較して飼育環境、管理の徹底による出荷を行っております。2社ともJ A系統、ホクレンさんです、による販売網を確保しておりますが、1社については自社商品開発の取り組みも展開していることから、商談会や相談会への参加を促し、商品の磨き上げや販路拡大への支援をしているところです。楽市楽座もりまち食K I N G市、そして丸井今井で開催される森町フェアにも出店し、その良質さから好評を博しております。ただ、現在町内で食する場所がないなどの課題もあり、関係部署と連携し、今後の普及に取り組んでまいります。

次に、農業体質強化基盤整備促進事業による基盤整備の推進とはのご質問です。農業体質強化基盤整備促進事業は、国の2011年度第4次補正において創設された事業で、簡易的な農地整備に係る費用を定率及び定額で助成するものでございます。24年度は、J Aが事業主体となり、農業者へ直接交付します。交付を受けた農業者が自主施工と外注施工を組み合わせ、簡易的な農地整備を実施します。現在23年要望では3戸、法人1社、個人2戸、12ヘクタールで1,690万円を国に要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○5番（前本幸政君） 今農業関係の部分の答弁ということでお聞きをいたしました。最初のほうの質問のほうの財政の関係の部分で質問したのですが、その答弁が。財政のほうの部分で、どのように財政を運用して政策をしていくのかという質問をしたのですが、今答えていただけなかったもので、再度またお聞きをしたいと思います。

町政執行方針の中で、健康・福祉・ふれあいのまちづくりなど6つのタイトルの中で、27の分野別に執行方針を町長はお話をしていただきました。執行方針の中身については、私も共感できる部分もたくさんありました。しかし、なかなか難しいと思われるような事業も幾つかあったわけでありまして、多額な費用をかけなくても改善や整備などについては何ら問題はないと思っておりますけれども、町長が言われている財政難にもかかわらず、多額の資金を投じて今年度、平成24年度でありますけれども、実施したい施策、例えば執行方針の中にも書かれておりましたけれども、道の駅構想など何を考えていくかピックアップしてお話を再度していただきたいと思っております。

それから、今農業関係についてお話をされて、力強い農業施策の部分も聞いて安心している部分もありますが、なかなか難しい部分もあると思うのです。例えば完全無農薬栽培、これ僕も農業やっている者ですけれども、皆さんあこがれる部分なのですが、これはなかなか厳しい。やってみないとわからないと思っておりますけれども、これ厳しい話なのですが、完全有機栽培だとか、また低農薬、減農薬、この部分の栽培方法というのは可能性がある。実現性もあると思っておりますけれども、完全無農薬が本当に進めていく考えがあるのかということがちょっと私自身はどうかなと、無理があるのではないかなと。もっと別な方法で考えていくのも一つの手なのかなと思っております。

また、水稻の直播栽培の部分なのでありますけれども、今地元でもいろいろ思案されながら進めているのですが、なかなか厳しいということで、本当に森町に合った栽培方法なのかということもちょっと疑問視するところもありますので、これもやっぱりいろんな部分で協議を推進して、施策として考えていただきたいと思っております。

また、耕作放棄地の部分でありますけれども、いろいろ営農指導対策協議会等で、今農業委員会もそうなのですが、進められておりますけれども、町として特に新規就農、また今他府県でも行われていますけれども、農業以外の施策という部分でも考えているようですので、ちょっと広い視野で町としても考えていかなければならないのかなというふうに思っております。農業関係については前向きな意見だと思いますけれども、その辺をちょっと再度お聞きをしたいと思います。

○町長（佐藤克男君） 財政の話で、財政厳しいにもかかわらず、巨額のお金を使って道の駅構想等があると。私は、ただ道の駅をやるのではなくて、森町の産業を広げる、そういう意味において道の駅をやるということでございます。今この場所は、赤井川の小学校を考えておりますけれども、ここでやるということについては私も方々から話を聞いてきたということできていますけれども、もう最高の場所だねと。これは、もうこんな森町は本当ついているねという意見ばかりです。そして、森町にある「YOU・遊・もり」道の駅、ここでは今約1億円前後の売上げを上げております。多分あそこでやった場合、これは駐車場の関係がありますけれども、その駐車場の問題を解決すれば、私は最低でもその2倍から3倍ぐらいの売上げを考えることは可能だなど、そのように思っております。そして、通年でできるということによって、これはたくさんの方に森町のもちろん1次産

業のもの、そして加工食品、そういうものもこれを販売できる。場合によっては、かなりの売り上げを上げる。これは、ここに道の駅をつくることによって2次的に森町の商品が今度直接その会社に注文が行ったりとかというようなことで、私はこれは非常に大きなこと、森町の産業を活性化させるための投資だと、そのように思っております。また、資金等もこれをもし合併特例債等で使えれば、7割等の交付金が、補助金が来ると。そして、森町では本当に少ない金額でそういうことができるということについては、このチャンスを逃すことはこれは大きなミスになるだろうと、そのように思っているところでございます。

次に、完全無農薬、完全有機栽培、これは確かに難しいです。難しいからこそ、私は挑戦するべきであると。そして、森町の中でももう既にここにも書いてありますように、6軒の農家が成功してやっております。ここは、本当にご苦労されたと私は聞いております。しかし、今は非常に苦労のかいがあってということで、あるところでは東京のデパートでも本当に森町では信じられないほどの高値のものとして売られております。私は、TPPになった場合でもこのような努力をして、そしてやっていかなければ、農業は本当に外国から攻められたらひとたまりもないのではないかなと。そのためにも一つの方法であり、またもしTPPが我々の運動でこれがなくなったとしても差別化でこの森町の農業が助けられるのではないかなと、私はそのように信じて疑いません。ですから、そういうもの、そういうことに挑戦される方については、町としても何らかの支援等々、これは考えていかなければいけない。やはり産業に支援することによって雇用を守る、または雇用を拡大していくということが重要なことであろうと、私はそのように考えております。

耕作放棄地の拡大、これについてはまた皆さんともよく相談しながら、そして今現在の耕作放棄地、これはもうまとまったところではなくて点在しておりますので、こういうものをどのようにして解消していこうかと。これは、役場だけの知恵ではなかなかいきません。ですから、農業従事者の方とよく意見を交換し、そしてそういうものを参考にしてこれを解消するべく努力していかなければいけないと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○5番（前本幸政君） わかりました。

それでは、赤井川小学校の部分でちょっともう一度お聞きをしたいと思えます。道の駅の構想については、多くの問題があらうかと思っております。2月14日に行われました全員協議会、この説明の中で説明と同様に具体案が示されない中、赤井川の住民や町内関係団体と説明会があったと聞いております。中には、私の耳のほうにも不安の声も届いておりました。具体的な改善策が示されない中での道の駅構想については、今の時点では私は賛成も反対もできないというような立場でございます。今年度何かオープンをしたいというような構想で、意識でありますけれども、今後時間をかけてまだゆっくり議論して、本当にいい方向で、場所がいいのであればやっぱり皆さんがいい方向へ持っていくためには

まだ議論していかなければならないのかなと思っております。その中で何点かこの場所でののですが、聞きたい部分がありますので、お答えをいただきたいと思います。これは、今後の議論にもつながると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、廃校であるならばまだしも小学校の休校の段階でこの議論を進めるというのはしないほうがいいと、いかがなものかというふうに私は思っていますが、どうでしょうか。

それから、今もお話もありましたけれども、「YOU・遊・もり」のほうでも1億円の売り上げがあったと聞いておりますけれども、観光や食の発信をしたいというような部分もございまして、現時点今2つの道の駅があるわけでありまして、その結果、森町の観光や食の発信の結果、どのような状態であるのか。

それから、3つ目、建設費用2億5,000万から3億5,000万というような1億の幅の広い視野のお話をされましたけれども、建設費用と年間かかる修繕費、また運営費含めた部分の経費のやっぱり具体的な数字も出していただきたいなと思います。

それから、4つ目ですが、道の駅としての利用度の計画、今町長も物すごくいい場所で発信していくためには皆さんが本当にすばらしい場所だというようなお話をされましたけれども、その部分での本当の利用度の計画、また経済効果はどういうようなことを考えているのか、どこまで考えているのかということ。

それから、5つ目、古い校舎であります。裏のほうには駒ヶ岳もあります。耐震など施設の安全性はどうなのか。

それから、6つ目、近隣で営業していますレストランや直売所があるわけでありまして、その直売所、レストランの影響はどのようになるのか。

7つ目、開建で設置されております大型トイレがこの計画されている赤井川小学校から1.5キロ先に設備をされております。町長が言う24時間トイレが本当に必要な理由とはどうということなのか。

それから、最後になりますけれども、8点目、将来の高速道路案がまだ示されていない中で、この計画などというのは拙速過ぎるのではないかというふうに思っておりますので、今後の議論に対して意見、考え方を述べていただきたいと思います。

○町長（佐藤克男君） 廃校でなく休校の時点でこういうことを計画するのはいかがなものかというご質問でございました。使えるのであれば、休校を廃校にしてやるというのはごくごく当然のことであって、これは何も早いとか遅いとか、そういうことではなくて、もちろん廃校にしなければ、そういう手続をとって、そしてやるということに対しては遅いも早いも何もないと私は思っております。黙っていると、いつまでたっても休校です。

それから、2番目の2つの道の駅との関連、これは私は相乗効果はあってもどちらかを悪くするとか、そういうことにはならないと。もう一つかえってこれを観光、それから森町のPRをできるということがあっても全く不思議ではないというように、こう考えております。

それから、3番目の費用と経費、そういうもの、これはやり方、運営の仕方、そういう

ものもありますけれども、費用については先ほども申し上げました。これ合併特例債等々、そういうものも、過疎債等もあります。そういうものを活用したい。そして、運営費、そういうものについては売り上げでの利益、そういうものでもかなりの部分で私はこれは賄えるのではないかと、そのように考えております。

それから、4番目の利用度、これはこの高速道路が将来まだつながっていない、その間は相当な利用度になってくると私は思っております。まず、一番最初に懸念されるのが駐車場が狭過ぎるということがこれは苦情が出てくると、私はそのように思っております。それから、経済効果については、今現在ではこの売り上げ、今「YOU・遊・もり」が1億円程度だということですが、ここについてはさらなるアップが見込まれて、そしてここがアンテナショップとなって、そして森町の産直品、そういうものがここに来なくても直接農家に販売を求められたり、また企業にこれ送ってくださいますというようなことも大きく考えられると。ですから、この経済性についてもかなり大きな効果が出てくるだろうと。数値的には、私は全く今考えられませんが、かなり大きなものになるだろうと思っております。

それから、古い校舎、安全性、これについては専門の方に見ていただいて、そして対応していかなければいけないだろうと、そのように思っております。

6番目のレストランや直売店に影響はないかと。私は、むしろこういうところには、レストラン、それから直売所についてはかえっていい効果があるだろうと。それは、どんなところも販売とかそういうものは1店舗だけよりも何店舗か重なったほうが、これは私はマーチャンダイジングからいっても必ず効果が、売り上げ減るのではなく逆に効果があるだろうと。そして、冬の間もこの方たちには逆にまた販売所として道の駅の直売所を活用できるのではないかなと、そう思っています。

24時間トイレ、確かに七飯の西大沼小学校だったのでしょうか、東小学校だったのでしょうか、あそこにあります。そこまで行ってもらったのでは、私は意味がないと。せっかく森には今ない。だから、森にとまって、そしてここで用を足してもらおう。それが大切なことだと私は思っております。あそこに今まで使っていたのが例えば年間1万人いたとしたら、森にできたおかげで5,000人しか使わなくなったと。私は、そのくらいでなければ意味がないと。ぜひこれは、そういう意味で東大沼小学校のあそこは使わないで、森のものを使っていたきたい。森のこの道の駅を使っていたきたい、そのように思うわけです。

将来の高速道路、これがまだわからない時点で何でやるのかと。わかったら、前本議員、これはわかっていたら僕はやる必要ないと思うのです。これは、まだわからないというところに私は魅力を感じております。わからないということは、決まってもそれができるまでは最低10年かかります、今の段階ではまだ決まるまでに全く今あれが出ておりません。決まったとしても、決まるまでが5年ぐらいかかって、それから計画して15年から20年ぐらいかかるのではないのかなと、私はそのように思っております。ということは、その間に森という森のイメージと、そして森の商品、この1次産品、そういうものの商品をPR

するには非常にいいチャンスだろうと、そのように思います。これから将来3年後には大沼のトンネルに開通するというようなことがわかっていたら、私はやる必要がないのではないのかなと、そのように思っております。ですから、わからないところ、全く決まっていなくて非常に私は魅力を感じております。ですから、これからそれが検討されるでしょうけれども、国の財政等々考えたらまだまだ決まらないだろうと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 町政執行方針についてを終わります。

以上で5番、前本幸政の質問は終わりました。

次に、3、当町の災害対策についてを行います。13番、三浦浩三君の質問を行います。

○13番（三浦浩三君） おはようございます。それでは、私災害対策ということで、昨年の議会でも質問させてもらっていますので、その辺の経過なども踏まえましてご答弁願いたいと思います。

昨年の東日本大震災が発生して、あと二、三日で1年を経過しようとしておりますが、最近当町周辺を震源とする直下型の地震も発生しておりました。当町も昨年来種々の対策を講じてきたところでございますが、従来の対策や政策をどのように見直しをし、より良いものにするために行われている対策状況全般についてお伺いいたします。

○町長（佐藤克男君） 三浦議員の質問にお答えさせていただきます。

東北地方太平洋沖地震、俗に言う東日本大震災を機に全国の各自治体は災害に対する考えを見直し検討中であります。災害にはいろいろな災害があり、どれも軽視することはできませんが、とりわけ当町の地形等を考慮した場合、大きく分けて3つの災害について考慮する必要があると思います。1点目としては、地震、津波です。当町の海岸に接する長さは約33キロメートルあります。また、三陸沖や十勝沖の地震地帯からそれほど離れていないことを考えると、十分留意する必要があります。地震、津波対策として昨年12月になりますが、地震津波避難計画や地震津波職員マニュアルを作成しました。今週までに町民用に地震津波ハザードマップを完成させ、早ければ平成24年4月下旬以降住民説明会を開催していこうと考えております。平成24年度には、道で作成しているシミュレーションもでき上がり、それを基本に少しでも安全なハザードマップを作成していきたいと考えております。

2点目としては、水害です。昭和50年8月に起きた災害では、台風6号が全道各地へ襲いかかり、大きな被害をもたらしました。当町では、234ミリの大雨となり、町内各地に水害をもたらしました。昨年は、紀伊半島を中心に台風12号による2,000ミリを超える雨量や都市部を中心に集中豪雨が見られるなど、雨対策の必要性が求められています。平成24年度中に水害から町民の命と暮らしを守るため、土砂災害ハザードマップの作成を推進してまいります。

3点目としては、駒ヶ岳噴火であります。現在は平穏状態ですが、自然というのはいつ

何ときどうなるかはわかりません。駒ヶ岳噴火は、大変重要な問題と考えます。この間、防災講演会、防災訓練、町民向けハンドブック等をいろいろ取り組んでまいりましたが、今後は駒ヶ岳火山防災会議協議会を中心に1市3町による合同での防災訓練のあり方等を検討しながら、将来に向け実施、検討していきたいと考えております。

なお、3点以外にも風害、雪害などいろいろな災害に対し、町民の皆さんの命と財産を災害から守るため、これからも安全、安心で豊かに暮らせるまちづくりを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ございますか。

○13番（三浦浩三君） 実は私町内会長も仰せつかっておりまして、昨年3月11日、私の住んでいるすぐ隣のほうに避難所もありまして、そこでの自分の実際の体験というものからちょっと顧みて、これから再度質問したいと思っております。

1つに、町のやっていかなければならない、自治体というものに対する取り組みの姿勢として、この災害発生時に対する命を守ると。人命を守ると。また、財産の保全をすると。そして、きちっとした経済基盤の強化と。その上で福祉の向上というものがあってしかるべきだと。そのときの一番最初になるものの命を守るということに対する守り方、よく言われる自助、互助、公助というものに対して、自助であれば自分で自分の身は守らなければだめだよと。守って、さあ、災害が発生したといったときにどこに避難するのだと。この避難所というものの、昨年道のほうから各市町村に対しての特に津波、水害などの場合の避難所体制というものも見直しなかったはずですよ。当町も多分低地にある自治会館、そういうものの避難所の解除というものが多分あったような、そういうたしか新聞報道もされていたと思っております。そこで、避難所というもののあり方、緊急の場合の避難場所、それとその後の避難所、そして避難所の中の昨年の私の体験としまして、避難所に逃げてきた人がやはり非常に不安なのです。不安を解消するためには、季節を問わず暖かい場所でなければだめだし、明るい場所でなければだめだし、不安から来る空腹感というのは異常なものを訴えています。実際に避難してきた方の中にやはり体調に不安を持った人がおりまして、8時も9時にもなってからいつも通っている病院に行かなければならないからタクシー呼んでくれという話まで出たのです。ですから、その辺のケアのサポートのあり方、それと避難するときの実際に婦人消防団の方々に出動もお願いしたよという話も聞いていますので、こういうものの取り組み、どのようになっているのか。これがずっと進んでいくと、残念ながら今回の執行方針の中に災害対策というものの大幅なまちづくりの都市計画、そのもののあり方というものの一文というものがどこにも見当たらないなど、そう思っていますので、最終的なものの自助、互助、公助というものの、そういうあり方というものを改めてお伺いしたいと思っております。

また、この避難所の見直しというものの、最近の別な会議の中で尾白内地区の避難所というものの、ちょっと別な会議でおっしゃっていただきましたので、多分見直しも当然されていると

思いますので、そしてたしか子供さん方、小学校かな、幼稚園かな、避難訓練もされたと思いますし、また町民対象にした避難訓練もされていたと思います。やはり自分の身を守るというもの、危機認識というものは、これは我々初め全町民が共有しなければだめなものだと思います。そういう観点からも事例を挙げながら、経過説明など、それぞれの担当の原課の方でもよろしいですので、ご説明願えればと思います。

○町長（佐藤克男君） 三浦議員のおっしゃるとおりだと思います。この前の3.11のとき、私夜各避難所を多分全部だと思えるのですけれども、回ったと思います。砂原地区においては、まだ10時ごろだったのですけれども、もう家に帰っているところが何カ所もありました。だれの指示で帰ったのだということを言っても、住民の方たちがもう勝手に帰ってしまったのだと。たしか函館で亡くなった方は、11時ごろの第3波か何かで亡くなっているはずです。ですから、まだまだ避難所にいなければいけない状態でもそういう連絡ミスなどからそういうこともありました。また、本当に津波の場合にこの避難所でよかったのかなということも非常に考えさせられるところも多々ありました。そういうことによって、今原課のほうではハザードマップもつくって、森町の場合は先ほども言いましたようにこれは地震、津波という場合、また水害、そして噴火と、このものに合わせた避難所、そういうものも考えなければいけません。場合によっては、砂原地区の方はほとんど森のほうに全員移動するというのも、これは噴火なんかになった場合、そういうことも考えなければいけません。砂原に避難所をそのまま置いておくのではなくて、全員がもう森のほうに移動ということもこれは大いに考えられることだと、そういうふうに私は思います。ですから、それごとにこのハザードマップ、そういうものもつくってやっていかなければいけない。それだけのために何か物を建てなければいけないとか、そういうことではなくて、今あるものでどのようにして命、安全、これを町民の安全を守れるかということに相当考えていかなければいけない。そして、これは役場だけではもちろんできないことで、町内会、またいろんな団体等と一緒に行動していかなければいけない。ゆえにこう思っております。その一つとして、4月から町の職員を各町内会に2人ずつ配置して、そしていろんな町と町内会との連絡を密にとる。または、今やっておられる事務的なこと、お年寄りが多くてなかなか事務手続ができない。そういうものもお手伝いしながら、そして連絡をして、いろんな防災に対してもこの町内会についてはこんなふうにして考えていますよと、いろんな連絡をとっていかなければいけないだろうなど。確かに予算の面でこの防災を含むような予算はなかったと思います。しかし、今あるものでやっていく。ただ、小学校、中学校の耐震、これについてはご存じのようにもう始めているところでございます。そういうものであるもので、そして町民の命を守っていくということは町の絶対的な使命だと思います。

防災課のほうから詳しくもう一度説明させていただきます。よろしくお願ひします。

○防災交通課長（久保康人君） 私のほうからご説明をさせていただきたいというふうに思います。

3.11は、ご存じのとおりマグニチュード9.0という大変未曾有の大災害でございました。当町においても先般の道新で見ますと、浸水区域が2メートル60という形で改正版も出まして、それぞれ地域においては大変なご苦勞をされたのかなというふうに思っています。實際上3.11については、議員が申されているとおり町民の命、そして財産を守ることが第一だろうというふうに思います。また、津波については時間的余裕がなく、どれだけ早く避難をするかと。時間との勝負を今回の地震において皆さん方も認識したのかなというふうに思います。そういう中で当町ばかりではなく、全国的な反省点もある中で、今回中央防災会議の中でのご発言はそれぞれ避難経路、あるいは避難場所、あるいは海拔の表示という形のご指摘をいただきながら、3.11においては町民の皆さんが避難路もないという形の中で、そして津波における正式な避難場所も決定しない中で、若干右往左往する中で避難があったのかなというふうに考えているところでございます。町長のご答弁にもありましたけれども、12月に津波避難計画、それから職員用の地震津波マニュアルを作成しましたので、その中に明らかに避難経路、そして避難場所、そしてそれぞれの言うなれば町内会ごとの避難する箇所、何カ所かを明示してございます。既に作成しておりますけれども、今回3月補正の中でハザードマップをつくる上で印刷製本費を新たに設けさせていただきました。その3月補正の中で印刷製本費ができてから、町議の皆さん方にも先ほど申し上げました地震津波避難計画、そして地震津波の職員用マニュアル、それと避難計画、それと避難路をつけたハザードマップもそれぞれご配付し、ご理解をしていただこうかなというふうに考えています。その中で見ていただければわかると思いますけれども、従前は当町の避難場所というのは赤井川から言うなれば濁川、そして沼尻を含め一般的に書いてございましたので、津波においては津波における避難場所というものを明らかに明示し、そして浸水区域も3段階を設けながら、その避難場所のルートと申しますか、それぞれを明らかにしながら、町民の命を守るための避難計画をつくったところでございます。いずれにしても、みずから自分たち手前みそでつくった避難計画でございますので、24年度まだ道からはいただいておりますけれども、道のシミュレーションをいただいたときにおいては、それを早ければ4月以降、遅くても5月上旬以降、町民の皆さんの意見を聞きながら、改めて津波のハザードマップ、そして避難路、そして避難計画を見直しながら、再度作成していきたいというふうに現在は考えてございます。

それとあわせて、12月議会の中での一般質問の中でアンケートの部分もございました。アンケート大変低くて申しわけなく思っておりますけれども、強制的に出してくれということもできませんので、その住民説明会の中で新たにアンケートも聞きながら、それを改善するものは改善し、そして改めて避難計画、そして職員用のマニュアル、そして24年度中に安心してできるハザードマップを再度つくっていきなというふうに今現在考えているところでございます。

以上でございます。

○消防長（山田春一君） 消防団の出動については、私のほうからご説明させていただきます。

ます。

三浦議員のご質問にありました震災時の女性消防団の出動ということで、当時は女性消防団員につきましては本来は後方支援という形で現場対応ではございませんが、状態が大きかったものですから、私のほうから女性消防団9名を避難所のほうに配置させていただきました。どうしても避難所につきましては、議員がおっしゃるとおりきめ細やかな対応が必要かと思ひまして、私のほうで出動させた次第でございます。

なお、必ずしも避難所に出動という形はとれないことはあるかと思ひますけれども、時間帯、どうしても消防団につきましてはまず家族がおりまして、また津波の場合はどうしても生活の糧にしまして、漁船とか、そういうものの安全を確認してから出るという形になりますので、職員とは若干違うということをご理解していただきたいと思ひます。なお、今後につきましても必要に応じては女性消防団の出動は可能かと思ひます。

以上でございます。

○教育長（磯辺吉隆君） お答え申し上げます。

昨年の3.11の関係、本当に未曾有の災害でございました。私も砂原公民館におきまして、森の公民館も避難所になったわけでございますけれども、夜の12時ぐらいになってからうちに帰ったわけでございますけれども、地元のさわやかセンターに避難している人の安否も地元の町内会としてはやっぱりちょっと気になって、うちに帰る前にそこに寄って状況を見に行ったわけでございます。そういった意味で現場を預かる町内会長も大変だったろうなというふうなことを今でもそういう記憶をしております。それを受けまして、私さわら幼稚園の件に限って言わせていただければ、いろんな避難訓練があるわけですが、今までのような単に行事的な避難訓練はそれは本来の避難訓練ではないよというふうなことで各学校にも言っておりますし、さわら幼稚園においてもそういうふうなことを念頭に置きながら避難訓練をしたわけでございます。具体的には、どこからもスクールバスも来れない状況の中で、どうやってそれぞれが現場において避難するかというふうなことに重点を置いたわけでございますけれども、まずは先生方の車に乗せると。そして、年長児の子供は先生と一緒に走って、まずは鬼門のバイパスをいかにいち早くとまることなく上のほうまで行くかというふうなことを念頭に置きながら、いろんな避難方法がありますけれども、その一つとして砂原小学校の体育館にまずは第1段階として避難をしたと。そして次に、またそこは危ないというふうな想定のもとにさわら斎場のほうに避難したと。そういう2段階をとりあえずは考えたところでございます。新年度につきましては、今までのような形でなくて、砂原地区においては幼小中連携した中での避難訓練を実施したいというふうなことで思っているところでございます。

簡単ですけれども、以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○13番（三浦浩三君） 今縷々経過説明など聞かせていただきましたけれども、今後今の説明の中にもありました一つの民間団体としての救助体制というもので、どうしても外し

てならぬものに消防団の組織、それと町内会、こういうものに対しての、防災組織、そして消防団が実際に救助に向かった場合の今度自主避難できない、要は老老世帯の方々、これは非常に今度個人情報保護という観点からも自発的に名乗り出てもらふ必要も出てくるような気もするものですから、強制的にこっちでピックアップしておくわけにもいかないようなものがあると思います。そして、避難所体制、避難の指示、誘導ということであれば、やはり地域の人方、それぞれがお互いに互助という精神を持って取り組んでもらわなければならないと思いますので、そここのところの体制づくり、説明というものは非常に重要なことになってくると思います。

それと、もう一つ、各市町村でも取り組み始めていると思いますけれども、民間の業者との災害支援物資、これの協定というもの、これは当町ではまだなされていないと思いますので、そういうものの取り組み。

それと、最初の経過説明の中に私が昨年ぜひお願いしたいよと言ったものの一つに、国道、道道に対しての国、道に対しての海拔表示の案内看板どうなっているのか。

それと、当町で唯一防潮堤のない場所、砂崎地区です。あの辺は、海拔わずか2メートル弱なものですから、ぜひそここのところの働きかけどうなってあったのか、この辺の実際に折衝してその反応はどうだったのか、その辺の返事をお願いしたいと思います。

○町長(佐藤克男君) 自分で逃げれる人は、これは私はよろしいかと思えます。しかし、先ほど言いました独居老人または老老世帯、こういう方は非常に問題があると。個人情報保護法で、これが問題でそういう人を助けられないということになった場合には、これは何のための法律かということになります。ですから、これは全面的な開示ではなくて町内会なら町内会、そういうところの限られた人だけには、そういうものがおたくの町内会にはこういう方がこういうふうにして独居老人おりますよということは、私はこれは限られた人についてそういう開示する必要は、今後大切なことだと思っています。個人情報保護法で、このために人を亡くしたなんていったら、これはもう恥ずかしいことですから、私はぜひそういうものをどのようにしたら解消できるか、それを探りながらやっていきたいと、そのように思っております。

それから、民間との防災の協定、これについては今原課のほうで今月中にこれは締結する予定になっております。

次に、国道、道道への海拔表示、これについて開建、それから道のほうに話しておりますけれども、なかなかうまくいきません。でも、町としてできる各施設についての海拔表示は、これは町のあらゆるところに、簡単なもので今全部去年のうちにやっております。国道、道道については、なかなか手が回らないのか、これは言っておりますけれども、うちの町はまだ遅くなっております。

それから、防潮扉、これ尾白内地区ではかなりあるのですが、町の職員が行ってマキリを持って追いかけられたり、そしてまたは何度言っても防潮扉のあれに船を置いていたりとか、そういうので非常に難儀をしております。これは、もう役場としてやれる範

困を超えているのかなということ、あの地区で非常にこれ困っております。これは、最終的には法的措置をしなければいけないのかなということまでなっておりますので、役場としてもさじは投げませんけれども、これ以上のことはもう本当に難しいなというふうに思っております。ですから、議員のほうでもそちら出身の方についてはどうか私も協力していただきたいと、そのように思っておりますけれども、かなり手厳しくやられるようでございます。ですから、防潮扉のことについては今後の大きな問題だと、そのように認識しております。

各課のほうから何かあったら、お願いします。

○防災交通課長（久保康人君） お答えします。

1点目の要援護者支援でございますけれども、このことについても先ほど申し上げました避難計画の中で明らかにしてございまして、消防団あるいは町内会、議員がおっしゃるとおり、あるいは社会福祉協議会との連携のもとで要援護者支援をしていこうという、言うなれば考え方でございます。その中で今調べているのが要援護者の言うなれば各町内会の同意ということで、個人情報絡みの形で同意という形で支援について賛否をいただいているところでございます。全部回っているわけではございませんし、不在だとか入院しているところもありますけれども、大方回って調べて、すぐ避難できるような体制を確立していきたいなというところでございます。

それから、町長の答弁の中にもありましたけれども、民間業者との協定という形で、物資についてという話もございました。物資については、既に平成20年に言うなれば既存のコンビニですけれども、サンクスだとかセブンイレブンだとかファミリーマート、それからモスフード、ローソンだとか、それから壺番屋といまして、これについては既に協定済みでございます。正直に言いまして協定書、町と言うなれば各団体との協定は単独では6カ所でございます。それから、道を通しての相互間協定という部分では8カ所既に協定をしております。本年度は、あと2カ所協定をする予定でございます。いろんな協定がございすけれども、そういう形で今協定は既に結んでいるという状況でございます。

それから、国道、道道の海拔表示でございますけれども、これは町のうちの24年度予算の中で歳出の部分で、これから予算委員会の中で見ればわかると思えますけれども、うちのほうでは町道あるいは避難所施設について24年度のうちに設置をしていきたいというふうに考えていますし、国道、道道が遅くなるようであればその部分もフォローする形で明示をしていきたいなというふうに考えてございます。国道、道道については前向きに検討している最中でございますし、国道についてはただ包括的に、ここであれば道南、渡島、檜山もかなりの国道の距離がありますので、どこの自治体を先にやるのかはちょっと私の立場からは申し上げられませんし、また道道についても管内、森以外にも相当数の道道の本数がございすので、積極的にご支援をするという話は聞いていますけれども、これも同じようにどこの町からやるというのはまだ具体的に聞いてございませんけれども、ただ積極的にやるという話は聞いていますので、それに対して当町からもなるべく早く当町に

設置をしていただきたいという形で、改めてこちらから要請をしていきたいなというふうに考えてございます。

防潮堤については、私のほうの原課でございませんで、控えさせていただきたいと。

以上でございます。

○建設課長（小井田 徹君） 防潮堤につきましてお答えします。

北海道のほうと協議している中では、今東渡島海岸整備計画等の現在の調査とか見直しに関しましての調査等は着手しておるようでありまして、それで24年度の前半等に何らかの資料等自治体のほうにも渡せるのでないかと、そういうようなことで今のところは聞いている状況であります。それに伴ってから、そういう地区関係の個々の検討という形になうていこうかと思えます。現段階ではそういう状況であります。

以上です。

○13番（三浦浩三君） ただいま縷々説明受けましたけれども、4月に入るか5月には町民説明会予定しているということですので、この体制ができるまでもなく、議会のほうとの意見交換ということをご検討してほしいなと、そう思いますので、そのところだけ。

○町長（佐藤克男君） ぜひそういう議会との意見交換をしたいと思えます。

○13番（三浦浩三君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 当町の災害対策についてを終わります。

以上で13番、三浦浩三君の質問は終わりました。

次に、4、認定こども園のその後の進捗状況についてを行います。7番、西村豊君の質問を行います。

○7番（西村 豊君） それでは、質問をさせていただきます。

認定こども園とその後の進捗状況についてでございます。平成21年9月議会にて同僚議員の一般質問で、認定こども園について質問をしております。当時町長は、認定こども園を始めるに当たって何も問題はないと思っております。認定を受けるための手続を年内にも、もしくは来年にもしたいと言っておりましたが、今は総合こども園と言っておりますが、平成24年、今年です、3月現在の進捗状況についてお尋ねいたします。

以上です。

○教育長（磯辺吉隆君） 西村議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員言われますとおり、小学校就学前の教育、保育機関として文部科学省所管の幼稚園と厚生労働省所管の保育所に分かれております。幼稚園は、教育機関のため、基本的に給食もなく、教育時間も4時間に限られております。それに対して保育所は、給食施設を持ち、長時間保育を原則としております。現在預かり保育を行う保育所的な幼稚園が増加し、また幼稚園並みに充実した教育を行う保育所も多く、両者を統合した施設の実現として認定こども園が設置されました。これまでの新制度案は、いろいろな批判が出るたびに修正を繰り返し、複雑な制度設計になり、また厚生労働省と文部科学省が別々に補助金を出す制度を温存したために手続が複雑で設立された認定こども園はわずかでございます。この

ような状況の中で、国は平成24年1月20日に新たな子育て政策である子ども・子育て新システムの最終案が公表され、今国会に関連法案を提出する方針を打ち出しているところでございます。そして、2015年度をめどに今西村議員さん言われるように総合こども園と呼ばれる幼稚園と保育所の機能をあわせ持った施設を本格実施させたいとしております。このような状況下当町の幼稚園と保育所のあり方について、町部局と協議し、地域の実情、要求を加味しながら総合的に判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○7番（西村 豊君） 答弁ありがとうございました。

今の教育長の答弁の中に手続のほう入っていなかったのですが、その後の手続はどうなったのかなというのをまず後でいいですから、教えてください。

それと、今総合こども園ということなのですが、これたしか調べましたらゼロ歳の小さい子供でも預かることできるというような制度だと思っております。それで、僕もグループで100人以上の人を使って、それで約8割方が女性なのです。それで、よく食事をしたり、カラオケへ行ったりする機会も多くあるもので、結婚の話とか、それから子供の話するのです。結婚したら、子供どうなのだろうとかという話もすることあるのです。その中によく言われることがいわゆるオーナーと。子供産みたいのだよと。産みたいのだけれども、面倒見てくれる施設がないのだという言い方を随分するのです。今の若い人方は一人っ子、だんなも一人っ子、また嫁さんのほうも一人っ子という同士が一緒になっているのも多いのです。ですから、奥さん方はだんなも1人だった、私も1人なのですよ、だから子供はできれば産みたいのだと。2人、3人産んでもいいのだよ、だけれども見てくれる施設がないのだと、こういう言い方するのです。それなら、父さん、母さんに見てもらったらいいのではないかと言ったら、父さんも母さんもまだ若いのだと。70以上もいっている人なら別でしょうけれども、今の二十四、五歳の親といたらまだ50前の人もいるのです。その父さん、母さんに面倒見てくれということにならないということです。ですから、自分の子供は自分で見なさいということだから、今子供を産んでもゼロ歳の子供さんを面倒見てくれる場所がないもので、産めないのだと。だから、1人で十分なのですよと言う方もいます。それと、これは実例なのですが、今結婚して夫婦で働いているのです。そうしたら、今アパートに入っているのですが、アパートを出ると。どうしたのだと。奥さんが森で働いているのだけれども、子供産めないと。どうして。奥さんは看護婦なのです。そうしたら、今現在は勤めているのです、町内に。子供を産んだら、3年間、4年間復帰できないと言うのです。そうすると、やはり腕も鈍るし、それなりに精神的にも大変だということで、森にはゼロ歳から預かってもらえる施設がないので、引っ越ししますと言うのです。だんなは森で働いていますから、そのまま残るのですけれども、そうしたらどうするのだと言ったら、七飯町に家を建てると言うのです。森ならだめなのかと。いいのだけれども、面倒見てくれる施設がないと。こういうのが、今の若い子方は子供を産まないのではないの

です。産めない環境にあるのです、これ。ですから、これをぜひ2015年、総合こども園ということに今国のほうでは進めているようですが、その前に何とか子供をゼロ歳から面倒見てくれるような施設をできないものなのかなということなのですが、町長、どうでしょうか。

○教育長（磯辺吉隆君） それでは、私の立場からご答弁申し上げたいと思います。

まず、手続の関係でございしますが、大変複雑なというふうなことでは聞いておりますが、具体的には今ここでご答弁できる材料がございませんので、ちょっとご勘弁をいただきたいというふうなことで思っております。

それと、子育て支援は、今の総合こども園の関係につきましてはあくまでも税と社会保障の一体改革の中で出てきたというふうなことの目玉事業といたしますか、そういうふうな位置づけだろうと思います。これについては、後からご答弁あるかと思いますが、市町村にも保育サービスの需要量の調査も義務づけというふうなことで、当然西村議員さん言われるように子育ての環境整備を図ることが結果として町の活性化につながるという趣旨のご発言だと思います。この辺についても今後の推移の中で保育所のあり方等もろもろ含めながら、当然その辺の協議、検討は出てくるものと私は感じているところでございます。ただ、今西村議員ゼロ歳児とおっしゃいました。今の現在の案としては、3歳児未満の義務づけはないという方針案と私も思っております。その辺も含めましてこれからいろんな形で市町村、これは教育委員会も関係あるわけでございますけれども、その辺の一体化の中で当然議論が出てくるものと私は思っております。

以上でございます。

○町長（佐藤克男君） 今西村議員からお話聞いて、子供を育てるために七飯に家を作るのだという話を聞いて、非常に愕然としました。3事業の改革の中に保育所の民間という項目が入っておりますけれども、これ今の保育所ではゼロ歳児は受け付けておりませんが、民間になることによってそういうサービス、ゼロ歳からの乳幼児も見れるようになりますし、また延長保育、6時とか、それからまだ8時、9時まで見てくれということも、そういうことも可能になるということで聞いております。ですから、1年後になるか、2年後になるか、この保育所の民間委託によってそういうものも大きく改革されるだろうと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○7番（西村 豊君） 教育長の先ほどの話なのですが、2015年まで待ちなさいというような話なのかなと思うのですが、現に今金とか、それから七飯町、これは民間で認定こども園というのを実際にやっているわけなのです。ですから、2015年まで待たなくてもやろうと思えばできるのかなと。ただ、子供を持っている親にしたら、2015年まででないのです。今子供生まれる。その後どうするのかなという考えなのです。2015年まででは、やはり子供つukらない人もいるだろうし、1人でやめるといふ人も出てくると思うのです。で

すから、2015年までではなくて、できれば急いでやっていただきたいと思うのです。

それと、少子高齢化と今言われています。高齢化というのは、もう防ぎようがないと思うのです。どんどん、どんどん一年一年をとっていくわけですから、高齢化はもうどうしようもないと思っています。ただ、少子化というのは今のやり方では、町政のやり方によっては今の七飯に行かなくても済むのです。もしこれがあれば森町につくるのです。家をつくると言っているのです。だけれども、そういう制度がないもので、よそへ出ますという、非常に残念だなと思っているのです。それで、できれば町長はいろんな改革今やっております。その中で高齢化、これはしようがないと思いますけれども、今の子供、これから生まれてくる子供さん、親のためにたくさん予算をつけて、子供を増やすことを考えてもらいたいなど。将来のためのお金を使ったほうが良いと思うのです。生きたお金を使おうということで、町長、どうでしょうか、その辺のお考えは。

○町長（佐藤克男君） 西村議員の言われた前向きのそういうものに対するお金は、これは使わなければいけないと、私もそのように思っております。今初めて西村議員から現場での生々しい話を聞いて、それぜひ教育委員会のほうにも検討するように、また役場のほうでも保育というものに対して考えて、そしてやる前提で物事を考えていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 認定こども園のその後の進捗状況についてを終わります。

以上で7番、西村豊君の質問は終わりました。

次に、5、行政評価システムの導入についてを行います。14番、東秀憲君の質問を行います。

○14番（東 秀憲君） それでは、通告書によりまして一般質問をいたします。

行政評価システムの導入について。町長は、町政執行方針の中で、効果的、計画的な財政運営を図るためには森町総合開発振興計画を基調として、あらゆる分野における経費の削減と事業の費用対効果を検証し、また精査をしながら行政課題に対応したいと、そのように述べております。しかし、事業の費用対効果と経費の削減に対する町長の具体的な方策は示されておられません。現状の事務事業の検証や今後の方向性を示すためには、行政評価を抜きにしては行財政の改善、改革は考えられないと、そのように私は判断しております。昨年議会で実施しました行政の事業評価による政策提言は、行政側が主導して行うべきものと、そのように考えております。平成24年9月会議の決算審査に向け、平成23年度に執行した事務事業を評価するシステムを新しく取り入れ、そして定着させるべきと考えますが、いかがでしょうか。町長に伺います

○町長（佐藤克男君） 議員ご教示の町政執行方針引用箇所での今後の取り組みの具体化において、行政評価システムは有効な推進手法の一つであると考えられるところであります。渡島管内でも平成23年4月現在函館市を初め6市町で名称や実施方策に若干の差異はあるものの既に取り組みされている現状にあります。行政評価は、さらにこれを町民などに

公表することにより町政の透明性の確保やまちづくりへの積極的な参画にもつながるとの評価もされております。このようなことから、当町としても事務事業を中心とした行政評価の実施について検討、検証をスタートさせるべく取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○14番（東 秀憲君） ただいま町長から事務事業を中心とした行政評価について実施に向け取り組みたい、そういう答弁がありました。これは、平成24年9月会議の決算審査に向けまとめて提出できるという、そういう理解でよろしいでしょうか。改めて答弁をお願いいたします。

それから、もう一点、去年の12月に議会から平成24年度予算編成に向けての政策提言書が提出されました。39本の事業についてどのように検討されたのか、またその結果、何本の事業が予算計上されたのか、その辺もお答えください。

○町長（佐藤克男君） 今東議員からお話あった行政評価、すべてにわたることではなくて何本かでも取り組んで、それを結果を出したいと、そのように思っております。ただ、人員等もかなり精査しなければいけませんので、そういうものも踏まえて、これはやっぱりやるべきことだと思いますので、ですから24年度については何本かに絞って、できる限り多くの事業に対して精査してみたいと、そのように思います。

あと、総務課長のほうからお答えさせていただきます。

○総務課長（木村浩二君） 東議員の2点目のご質問にお答えしたいと思います。

議会から平成24年度予算編成に係る政策提言書の提出をいただいたところでございます。この提言書につきましては、12月6日、各課長へ配付をしております。その後12月中旬から予算査定に入ったわけですが、その中で参考にさせていただいたところがございます。予算化要望につきましては、15件あったと思います。そのうち14件を予算化をしております。また、精査検討、これらについては20件ほどあったと思いますので、これにつきましては各課で対応を検討していただいているところでございます。また、要望としまして32件ほどありました。これについても今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○14番（東 秀憲君） 今の総務課長の答弁で14件が予算化されたと、そのような説明を聞きました。この政策提言書は、実際に各議員の日常活動、あるいはまた議会と住民の意見交換会、そういったところにおいて住民から出された生の、また貴重な意見、要望であります。そういうような意味では、こういった提言書を提出するに当たってやはり町民の声をたくさん吸い取って、そして行政の中に生かしてもらいたい。そういうような意味では、9月会議に23年度の事業評価出されるというようなことですから、我々も次年度の予算に向けて少し反映させますので、多くの事業、そういったものを予算計上されるように

望みたいと思いますけれども、その辺の考え方をもう一度お答え願います。

○町長（佐藤克男君） もちろん出された提言については真摯に取り組んで、そして必要なものはこれは実行するようにしたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 行政評価システムの導入についてを終わります。

以上で14番、東秀憲君の質問は終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、6、浅海漁業の増殖事業等の推進対策についてを行います。2番、山田誠君の質問を行います。

○2番（山田 誠君） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

浅海漁業の増殖事業等の推進対策について町長に伺いたいと思います。今現在森町の漁家において漁業従事者の高齢化が進み、世代交代が進行しており、60から70代は陸の作業を余儀なくされておるわけでございます。高齢者の生きがい対策、また漁家の生活支援対策として、地先における浅海漁業の充実を図ることは非常に重要なことでございます。ホタテ養殖事業は、相当数普及してきましたが、今年の3.11東日本大震災においては内浦湾の各単協は甚大なる被害をこうむった苦い経験があり、リスクも高い部分がございます。これらを踏まえ、今後森町地先における浅海漁業の調査研究を重ね、昆布、ツブ、ホヤ、ナマコ、ホタテ地場まき等々を定着事業として将来の礎となるべく重大事業として推進すべきでないかとお考えいたします。年配漁業者、要するにシルバーの代でございますが、60、70代の方々は豊富な漁業の経験、知識、技術面は高く評価されるべきであり、有効活用しない手はないと思います。町長は、執行方針において漁協と連携し、漁業経営の健全化を図っていくと申し述べておりますが、この浅海漁業の推進は早急に温かい手を差し伸べるべきであります。後継者の育成及び地元水産加工業の振興発展を図るため、漁業はやはり魅力ある産業でなければなりません。

機会がございまして、先月韓国のバイヤーとお話することができました。もはや漁業はグローバル化であり、中国においてはホタテ養殖貝の出荷は世界の6割を占めておる現状で、その稚貝は日本からの輸出貝であります。これらを踏まえて消費が頭打ちの現実をかんがみて、議会活動による地域政策課題、24年予算編成に向けた提言がありました、にあるように、（仮称）おやじの浅海漁業振興部会を立ち上げ、組織立てをして森地区における浅海漁業の推進、充実を図り、漁業経営の安定化を目指し、水産技術普及指導所等関係機関の指導のもと、さきに述べました昆布、ツブ、ホヤ、ナマコ、ホタテ地場まき等々

を早期に事業実施に着手し、1次産業振興発展に努めるべきと思います。

なお、これらのものについては、資源が枯渇しないように階層区分を行うことは必要不可欠であり、各漁協との強力な連携、信頼関係のもと、ぜひ将来への森町漁業振興として漁業経営安定化のために町は全面的に支援すべきと思いますが、町長の所見をお伺いいたします。

○町長（佐藤克男君） 山田議員のご質問にお答えさせていただきます。

森町の主要漁業であるホタテ養殖漁業は、自然環境に起因する漁獲量の変動やここ数年のヨーロッパザラボヤの異常発生等により養殖施設の維持管理が他種の漁業と比較して経費率が高くなっている上、価格も流動的で不安定というリスクを抱えているという課題もごございますが、地域振興の一翼を担う基幹事業であり、今後も支援の必要性があると考えております。一方、スケトウダラやサケなどの回遊性魚種を対象とした漁船漁業につきましても、漁獲量の年変動が大きいことなどから、浅海漁業への関心度が高まってきており、近年単価が高騰し、話題となっておりますナマコにつきましても、砂原漁協青年部が試行錯誤を繰り返しながら資源の増大に取り組んでおり、町としても支援をしているところでございます。また、一部のホタテ養殖漁家が渡島北部地区水産技術普及指導所の協力、指導を受け、マボヤの人工採苗試験の準備を始めているところでございますが、昆布、ツブ、ホタテ地場まき等も含め、漁業資源の多様化と資源量の底上げを図るため、漁協並びに各関係機関等と検討協議の上、知識と経験豊富な先輩漁業者の組織の構築も含め、浅海での魅力ある漁業、つくり育てる漁業の事業推進に協力、支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○2番（山田 誠君） 今までの経緯、町長から縷々答弁がございました。言われるとおり、平成16年から砂原漁協において、青年部においてナマコの増養殖事業が進んできましたけれども、まだ目に見えて成果が上がっているというような状況ではない、領域には達していないと思っております。もう少し積極的に支援の援助、要するに今年度の予算では20万ぐらいでしたか、もう少し大幅なアップで投資をすべきでなかろうかなと、そういうふうに思っております。

それから、漁船漁業の関係、今触れましたけれども、マツカワカレイとか、ソイとか、クロゾイの放流は噴渡協または道の栽培漁業公社等の支援、稚魚の配給を受けていまして、えりも以西からこちらの旧南茅部町までの各単協が投資をして行っているということで、成果も上がってきているように伺っておりますけれども、この今私の申しました根拠的なもの、昆布、ツブ、ナマコ、ホタテ地場まき、ホヤ等々については各単協で行わなければならない状況下にあるというのが今の現実でございます。先ほども申し上げましたように60、70代の方々は自分たちの地先の漁場環境は熟知しているわけで、どこに何がするかという目をつぶっても行えるというようなことでございますので、私はお金を投資し

てお金を生むような事業を早く成長させるべきでないかと、そういうふうを考えております。それに対しては、各漁協に対して強力な支援、指導を行う必要があるし、シルバー漁業者の生きがい対策も含めまして一刻も早くそのようなゾーンを形成して、漁家経営の安定化を図り、そして北海道、日本に誇れるシルバーパワーの魅力ある漁業を育てるべきでないかなと、私はこう思っているわけでございます。

階層区分等については、これはいろいろございまして、各漁協さんにおいてもさまざまな難しい問題も出てくるだろうと、そういうふうに思っております。例えばいろんな魚種の既得権だとか、そういうものも出てくると思うのですが、この制度の導入はぜひとも取り入れていただいて、森町の漁業振興発展を目指して、漁民が潤えば森町全体が潤うわけです。森町全体が潤うということは、町の財政も潤うというようなことでございますので、町長の強力なるリーダーシップを切に望むわけでございます。

それから、先ほど午前中に同僚議員が質問しておりましたけれども、森町議会として初めて試みとして行いました、昨年12月6日に町長のほうに正副議長から政策提言書及び地域政策課題等が出されましたけれども、先ほどの答弁では14件が予算編成されておることということでございますけれども、あとの25件等については各課で検討中というふうに伺って、先ほどの話ですが、これについてはやはり主要施策の部分については森町総合開発振興計画の3カ年計画、実施計画もございまして、その中に入れていただきたいと。そして、ローリングして行って漁業の振興を図るべきでなかろうかなと、私そういうふうに思っていますので、その部分も含めてご答弁をお願いいたします。

○町長（佐藤克男君） 先ほども私お話ししておりますけれども、お金を投資して、そしてその産業が発展していく、雇用も増大していくということに対しては、そういうところに投資をするというのはもう全くやぶさかではありません。ただ、漁協の浅海事業についても役場が主導するのではなくて、漁協、そして漁家の皆さんがそういうものを求めてくる、そういうものに対して私はやるべきであろうと。これは、非常に専門的なものが入っておりますので、ですからそこについては漁協、漁家がぜひ町に対して、そういうものに対して支援を求めてくる。そして、それを精査して、これはいけるとなった場合にはそこに対して支援をしていく、力を入れていくということについては全くやぶさかではございません。

また、政策提言のものについては、予算化の希望に対しては先ほども話したように15件中14件のほぼ100%に近い、そういうものを行っているわけでございます。ただ、検討しなければいけないものについてはまだ各単課で検討しているというだけで、これはやらないということではなくて検討しているということでございますので、その辺のところをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○2番（山田 誠君） 今の答弁では、町主導よりも漁家なり漁組が率先して要望すべき

だろうというようなお話ですけれども、例えば網走管内、あちらのほうの猿払村というところがございましたけれども、あそこの町が今潤っているのはなぜかと。これは、ホタテ地場まきの成果。当時そこの村長が村の財政の4割から5割を四、五年投資したということの今現在結果のあらわれで、逆な言い方しますとそれらの上がっている利益が村のほうに数億円の寄附をしているというのが今現状なのです。お礼の寄附だと思います。やはりそういうようなことは、今の組合に求めましてもなかなか難しいだろうと、私こう思っていますので、町長は漁協、漁家からという話がありましたけれども、既に階層区分の話は漁民の間でも若い層の方々からは出ているわけなのです。これ水産課のほうでも把握していると思いますけれども、出ているわけなので、そこを先ほど言ったように町長が強力なリーダーシップを発揮していただきたいと。待っているのではなくて、こっちから攻めの姿勢でいていただきたいなど。森町は、やはり漁業の町でございますので、漁業が停滞、衰退すると関連してほかの産業も衰退するわけです。そうすると、先ほどから言っているように、町長も雇用の問題だから、いろいろな問題について先細りになると。ひいては町の予算もだんだん、だんだん少なくなっていくというのは当たり前の話。これは、数字の理のごとくだと思いますけれども、そうならないように今の景気が低迷している中、景気の浮揚対策としてこれから悪くならないように、これからますます森町が栄えるべく、やっぱり礎をしていくべきだろうと、私はそう思っているのです。町長の最後の考え方、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○町長（佐藤克男君） 今山田議員おっしゃられるように、漁業従事者のシルバーの方たちの雇用を守る、また森町の漁業を発展させるというのに対して、シルバーの方を活用していくということについてはもう大賛成でございます。ただ、そこに対してしっかりとした青図、そういうものを示していただければ、町としてはそれに対してその事業に支援していくことについては全くやぶさかではございません。ただ、議会、議員からだけではなくて、これはそういう関連のある方、また若い人が今海に行っておりますけれども、父さんたちの力が必要なのだという、人を使うよりもやっぱり自分の家のおやじに力をかしてもらいたいのだというのも現状でございます。そういうこともよく思料しながら、そして要望があれば、そしてそれが採算性、また将来の売り上げ等々、雇用についてもそれが守られるのであれば、ぜひぜひそれは町としても強い支援をしていく。ただ、町が前面に出てやれやれということについては、私はいかがなものかなと、そのように思っております。各自のご都合もあることでしょうから、それに対して町は支援していくということについてはやはり大切なことだと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 町長、3カ年計画に取り入れてほしいという、その辺の答弁漏れ。

○町長（佐藤克男君） それも含めて要望があれば、そしてこれが採算性、または将来の雇用、またそういうものを守られるということがわかれば、それはそういうものに取り入れるのはもう全くやぶさかではないです。今の段階では、ちょっとまだわからないと。今

日初めて、この浅海事業に対しての提案というのは今山田議員から初めていただいたわけでございますので、これについて役場の中でも勉強しながら、これが必要であればそういう計画にも入れることもやぶさかではないと、そのように思っております。

○2番（山田 誠君） 町長、私も浅海漁業だけでなく、先ほど39件が政策提言出ているわけです。その14件は、今回の予算の編成の中に入っていますよという、午前中の話で。私が言っているのは、その残りの25について実施計画の中に入れてローリング体制をとっていきませんかということを知っているのです。

○町長（佐藤克男君） 先ほど各課で今精査しておりますので、その中で必要のあるものであれば、これはぜひそういうものを入れて今後図っていきたいと、そのように思います。

○議長（野村 洋君） 浅海漁業の増殖事業等の推進対策についてを終わります。

以上で2番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、7、町政執行方針についてを行います。11番、小杉久美子君の質問を行います。

○11番（小杉久美子君） 町政執行方針についてをお尋ねいたします。

町政執行方針の中で国保病院の経営の安定化を図るため、医師、看護師等の確保対策を優先するとあります。深刻な医師不足の中、町長を初め事務長のご努力で新たに2名の医師の確保ができましたが、退職された医師もあり、医療法の基準数にはまだ届いておりません。今後の医師確保においてもさらに厳しい状況と判断されます。このような現状が続く、国保病院経営にも大きな支障を来し、赤字運営が続いているところです。医師確保を最優先することは当然のことですが、赤字運営改善の取り組みも同時に進めることが必要だと思います。改善策の対応としてどのような考えがあるのかをお聞きします。

○町長（佐藤克男君） 小杉議員の質問にお答えさせていただきます。

医師確保を最優先することは当然のことですが、赤字運営改善の取り組みも同時に進めることが必要だと思います。改善策の対応としてどのような考えがあるのかというご質問でございますが、私の基本的な考えでございますが、町民の皆様が安心して受診できる。そして、だれもが国保病院に行ったら安心だなと思えるような病院になってほしい、それが私の願いです。その後に経営、採算性というものが来る。病院については、先に町民が安心して受診できる病院になるということが第一でございます。次に経営の問題に真剣に考えていかなければならないとお答えしてまいりました。このたび2名の常勤医師が勤務することが決定し、4月から本格的な診療を始めることとなります。両先生は、この町で医師を目指した原点である地域医療に力を注ぎたいという非常に熱意のある先生で、高度医療以外は国保病院で完結、診断から治療までしたいと申しております。

さて、赤字運営改善策の対応策でございますが、ご承知のとおり公立病院は医師の絶対数が足りないこと、また不採算部門である救急医療等を担当しており、非常に厳しい経営状況となっております。当病院も同様でございます。このような状況の中で、当国保病院では北海道厚生局の指導で夜勤看護師数が不足との指摘を受けて、87床2病棟制では毎日最低5名の夜勤看護師が必要なことから、やむなく病床数削減をしたところです。患者数

は、医師の退職、ウオークインの廃止等の影響もあり、減少傾向であります。その削減による収入減については施設基準によるランクアップ、13対1から10対1により減少分をカバーしております。当病院は、一般病棟、急性期病院ですので、在院日数が21日以内となっており、これを維持していくことが経営改善の一つとなります。繰り返しますが、新しい先生は森国保病院で医療を完結したいという基本的なお考えをお持ちの先生でございます。患者様やご家族の皆様へ丁寧なご説明をさせていただき、納得できる医療を提供したいとしております。さらに、病院の職員も試行ではございますが、病院広報の発行、患者動向調査、健康講座の開催等々を実施すべく準備をしており、新しい試みも始まる予定となっております。私は、積極的に院長先生を初め各先生と連携をとりながら、医療体制の充実に向けて努力してまいりたいと考えております。また、医療法に定める当病院の医師数を確保することで、非常勤医師を確保するための経費の削減と常勤医師を採用にすることにより安定した医療を提供することが可能となり、町民の皆様が信頼される病院となります。引き続き医師と看護師を確保していくことが必要となりますので、北海道を初め全国自治体病院協議会、北海道病院協議会、北海道地域医療振興財団等に要請するとともに、民間紹介業者、医師募集サイト等々を活用してまいります。今後も地域医療に熱意のある医師の確保と院内の体制を充実させ、町民の皆様から信頼される病院を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○11番（小杉久美子君） 今町長の基本の中には、町民が安心して信頼できる病院づくりだと。本当に全くそのとおりだと思うのです。私この病院のことについては、以前にも二度三度と質問させていただいております。その中でやはり改革の中で病院は役場だけだとか病院サイドだけの問題ではなく、きちっと住民との話し合いの中でお互いに求めているもののニーズを把握し合いながら、そこで解決策を見つけていくという、仮称ではあります。町民会議の件だとか、あるいはまた病院の中での町民へお知らせする病院だより等の提案もさせていただいてまいりました。町長は、そのときには町民会議には本当に必要なものなので、取り組んでいきたいという1回目のご答弁いただきましたけれども、その間そのような動きもなく、改めてまた質問させていただいたときには、これは22年の9月の質問でしたけれども、できれば年内にでも開催してみたいともお答えいただいております。この間実際には開かれてはいないわけですね。改革というのは、何かから始めなければ全然解決策には始まらないということで、そのための一歩を踏み出すために何かをやはり始めなければならぬと私は思っております。2月17日に新聞の記事に掲載されておりましたけれども、道立病院、道内2つの道立病院なのですけれども、そこでもやはり患者数の減ということで、患者数を増やす、増加に向けた対策という取り組みが紹介されておりました。それは何かというと、やはり住民の意識調査です。病院にかかってもらうためにはどうしたらいいのかというアンケート調査、あるいはまたその中には聞き取り調査等

もするということが書かれておりました。ですから、本当に病院は一生懸命努力をされていることは重々わかっているつもりですけれども、住民にはそのことがなかなか伝わっていない。そういうことからぜひ町民会議等の開催に向けた取り組み、あるいはまた病院からの今町長がおっしゃったような内容も、確かに今月の広報紙には新しい先生のご紹介とかも載ってはありましたけれども、病院だよりの的なものを住民に周知させる、そのような取り組みを始めてはどうかと思いますけれども、再度ご答弁お願いいたします。

○町長（佐藤克男君） 小杉議員から何度も病院についてはご指摘をいただいております。私も3年半を過ぎてずっとこの病院については悩みに悩んで、すぐにでもよくしたいという気持ちだったのですけれども、なかなかそれはいきませんで、ようやく私が目指していた、そういう病院のあれが今できつつあるのかなというふうに考えております。救急体制についても今まで夜間のウオークイン、これを廃止しておりました。これもまだ決定ではございませんけれども、できれば4月、遅くても5月から夕方5時から夜の9時まで時間外診療、町民の皆さんがウオークインで、救急車でなくても来て、これを診療、診てあげられる。検査の人間等々おりませんので、次の日にまた来てくださいますとかいうようなことで何とかこれ対応できるような、そういう体制も今つくりつつあります。そして、収益の面でも、これも先ほど言うております国保病院の中で完結する。今までは、ちょっと難しい患者さんですと函館にすぐ送っていましたが、何とか森の国保病院で治療できるものについては患者さんに説明して、森でやりませんかというようなこととお話しして、それが今もう2月の中ぐらいからそれをやっております。救急車が1日に5台入ると、高度医療、脳梗塞だとか大変なものについては函館にあればすけれども、ちょっとしたものについては森の病院で診るというようなことも試行的にやっております。これは非常に患者さんも増えるのです。入院患者さんも増えるのですけれども、看護師層も大変なのですけれども、これも今やっていって、少し軌道に乗ってきているかなと。その面になると、収益も非常に高い収益を上げられるというようなことで、これも含めて経営に対する黒字化になるのには時間がかかるかもしれませんが、かなり経営の面でも改善されていく、そういうことで今取り組んでいるところでございます。多分5月ぐらいからは、そういうものがかなり目に見えて出てくるだろうと、そのように思っております。こちら辺の詳しいことについては、国保病院の事務長のほうにちょっとお願いしたいなと思っております。

町民会議、これもこれからは幅広く呼びかけて、森地区と砂原地区両方に声かけができるのではないのかなと、そのように思っております。説明会です。町民会議というか、病院に関する移動町長室のような形でできるのではないかと、そのように思っております。

○病院事務長（成田研造君） お答えいたします。

病院の経営につきましては、やはり収入増を図るということと、一方ではコストダウンを図っていくということだと思います。1つは、やはり一番大事なのはドクターが常勤でいるということが絶対条件だと考えております。今年度につきましては、先生方が退職さ

れると。理由は、長期療養をしていると。こういう状況の中で、さまざまな関係機関から応援をいただいて、何とか外来、それから町民の皆さんにご迷惑のかからないような医療体制をつくっていかうということで職員一同一生懸命頑張ってきて、休診の数を減らしてきたということが1つございます。非常勤の先生でありますと、どうしても患者さんの信頼関係が薄くなってしまふということにつながってまいります。これを今2名の先生が常勤として勤務されるということになれば、かなりこの辺のところは改善されるというふうに考えております。

それと、もう一点、先ほど町長が答弁したことでございますが、救急患者さん、ここをやはり今まで函館市内に転送するというケースが非常に多かったというふうな実態がございます。ここを先生方は、何とか治療から診断まで、例えば脳出血、簡単に言えばクモ膜下出血だとか、そういう手術を要するものについてはやはり函館市内の専門の高度医療機関にお願いするということになると思っておりますけれども、その他でうちの先生方で対応できるものについてはきちっと家族、それから患者様に説明をして、当院で完結をしたいと、こういうようなことにぜひ取り組んでまいりたいと。

それと、もう一つは、先生方はやはり町立病院、公立病院というものは時間外の患者さんに対する対応というものをきちっとしていくことが使命であるだろうというお話をしております。何とか我々もこの辺のところを大事にしながら、職員が心を持って受け入れ態勢をとって、あわせて小杉議員さんがおっしゃったように、やはりその次に大事なものは地域の方々の協力を得なければ全くそれが一致しない点でないかなというふうに考えております。現在町職員、病院の職員で広報委員会をつくりまして、4月号から新しい病院の広報を発行すると。これ全世帯ではないのですが、まずできることからやろうということで、手づくりで掲示板をつくりまして情報をお知らせするコーナーをつくりながら、何力所かは試行でございますけれども、配布させていただきながら、病院の情報というのをお知らせをしていくと。こういうこととか、それから先ほどアンケートのお話もありましたが、これにつきましても先ほど町長の答弁に患者の動向調査というのがありましたけれども、これも入院患者さん、外来患者さん、双方になるかわかりませんが、その辺のところをニーズを聞き取りながら、新しい町の病院というのはどうあるべきかということを考えてまいりたいというふうに今取り組んでいる最中でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○11番（小杉久美子君） ただいま事務長のご答弁の中に病院だよりですか、情報ですか、そういうふうなことをまとめて発行していく方向。でも、それというのは全世帯ではなくというふうなお話があったけれども、どうせそういう大事なことができるのであれば、やはり全世帯対象に配布してはどうなのかということが1点。

それとまた、その中に今患者のニーズに合ったものにこたえられるようなもの、あるいは夜間診療の改善に向けた動きだとか、そういうものをすべて網羅したものをやはり私は

全世帯に配布が必要なのかなと思いますけれども、そのところお願いいたします。

○病院事務長（成田研造君） 今我々が考えているのは、とりあえずやれるところからやろうという考え方がございまして、最終的には全世帯にというのは目標ですけれども、まずはスタートのところはみんなボランティアでやろうという考え方を持っているものですから、とりあえず試行的にやっていって、その辺の状況を見ながら実施してまいりたいというふうに考えております。また、調査につきましてはその辺のところもきちっとした対応をしながら、お伝えできる場があるだろうというふうに考えております。

それから、時間外につきましては、やはり今北大もそうなのですが、非常勤の先生方というのは非常に管理当直というところがどうしてもウエートが高いというのがありまして、なかなか時間外、例えばコンビニ受診といいますか、そういう患者さんに対する病院での当直というのは敬遠される傾向がありますので、この辺も今お願いしている先生方と少しいろいろ調整をしながら、ご説明しながら、そういうような展開に持っていけるような体制をとっております。この辺も紙面の関係もございまして、予算的なこともあります。この辺も含めて我々としてもできるだけ情報については町民の皆さんにお伝えできるような仕組みを考えたいというふうに考えております。

それと、町民の皆さんとの懇談会でございますが、これもその方法はいろいろやり方があると思いますので、この辺もできるところから始めてまいりたいというふうに考えております。小杉議員さんがおっしゃっているように、住民対病院という構図ではなくて、さまざまな団体ありますので、この辺からやるというのも一つの方法かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 町政執行方針についてを終わります。

以上で11番、小杉久美子君の質問は終わりました。

次に、8、森町の附属機関、審議会、協議会等について、情報公開条例について、副町長選任について、4番、松田兼宗君の質問を行います。

初めに、森町の附属機関、審議会、協議会等についてを行います。

○4番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず最初に、森町の附属機関、審議会、協議会等についてということで質問させていただきます。町民の意見を行政に反映させる第一の仕組みとして議員、議会が存在し、それを補完するものとして町民と行政の協働によるまちづくりを推進するために、町民の意見の集約を図るツールとして附属機関、審議会、そして協議会などが森町の条例、要綱、規則などを根拠に設置されております。そしてさらに、町長は直接町民の意見を広く聞くために森町では町民の意見箱、さらには移動町長室などが設置されております。以下、質問させていただきます。

まず1つ目に、森町の附属機関、審議会、協議会などがすべて整理、把握されているのかどうか、少なくとも23年度開催しているものに関してお知らせをしていただきたいと思

います。

2番目に、今後附属機関、審議会、協議会などのすべてを整理し、私としては公開すべきものだというふうに考えますけれども、その辺いかがお考えなのか。

3つ目に、町長が最も重要視する町民の意見を反映するものというのは何なのかということをお考えをお聞きしたいと思います。

それと4つ目に、最後に町長がよく森町広報紙などでしばしば引用する町民の声とは一体だれの声の指しているのかということをお伺いいたします。

○町長（佐藤克男君） 松田議員のご質問にお答えさせていただきます。

附属機関、審議会、協議会等に関する質問についてお答えします。まず、1点目の質問ですが、各種開催された会議の内容については会議録や会議の報告書等により報告されたもの、または報告の必要があるものについては内容の確認はしております。しかし、23年度に開催されているすべての会議等について、すべて整理、把握はしておりませんが、その内容について必要性があればそのように対応してまいります。

2点目の質問ですが、1点目でもお答えしましたが、今後必要であれば調査した上で整理、把握することもあると考えております。また、公開についても情報公開の趣旨に即し、必要性も考慮し、検討していきたいと思っております。

3点目の質問ですが、私は町民と直接お会いすることが多いことから、いろいろな意見や苦情などをいただいております。こういう町民の声が最も重要だと私は考えております。

4点目の質問ですが、各町内会、各種団体、町長室へ直接来られる町民、または直接電話をかけてこられる方からいろいろな意見や苦情などをいただいていることが私が言う町民の声でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○4番（松田兼宗君） 今答弁をいただきました。まず、町民の声、最も注視するという、私の考えでは日本の国というのは議会制民主主義で成り立っているわけですから、町民の声という形では議員あるいは議会の声が第一に優先されるべきものだという考えを私は持っています。今の話ですと、どうもそうではなくて一般に直接町長のほうに電話なり、いろんな形で声を聞いたのが優先されるというようなニュアンスで受け取らざるを得ないのですが、何のために議会があるのか。そして、審議会とか附属機関とかいろいろありますけれども、例えば附属機関として設定されているものというのは森町青少年問題協議会、それとか森町総合開発振興計画審議会、さらには森町広報委員会などがあるわけです。その委員会というのはどういう。その他いろいろあります、各種。それは、何のために聞くのかというと、当然そういう構成する委員というのは学識経験とか、その部分に関して知見を広く持っている方の意見を取り入れるために、そして町政に反映するためにそれを行っているのだと私は理解しているのです。どうも今の町長の話の話を聞いていると、直接町長に届く声とかだけを問題にしているようにしか聞こえないのですが、その辺どうなのか。その部分を一応重視するというお考えが本当に今の先ほど言いましたように日本とい

うのは議会制民主主義で、そういう専門的な知見のほうが最優先されて聞くべき町民の声であると私は思うわけです。その辺今の私が言っていることを考慮した中で、再度その辺をお聞きしたいと思います。

○町長（佐藤克男君） 大変失礼しました。3点目の質問で、私は町民と直接お会いすることが多いことから、いろいろな意見や苦情などをいただいておりますと。こういう町民の声が最も重要だということで答弁しましたけれども、私この最もというのがこれは間違いでございました。やはり議会の声、そして審議会等々、そういう機関の声も、これは町民の声もすべて同じように考えなければいけないと。もちろん議会が一番先に来るのは当然のことですけれども、そういうことで今ちょっと私の答弁で間違っておりますので、整理させていただきます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○4番（松田兼宗君） それは当然だと私は思います。そういう町長のお考えであるとするならば、この間たまたまきのう広報委員会がありました。私も広報委員になっていますから、当然きのう広報委員会の中で話をする事になったわけです。その中で要するに流れをいいますと、去年の10月号の森町広報の中身についての話をし、それについて委員会総意としての考えとして意見書というか、町長に具申する形で文書を渡したということ、実施になっています。それに対してそれを受け取っていないとか、文書がないとかといろんな形で言われているのですが、私としては例えば広報委員会のことで話ししますけれども、その声を聞かなければならないということだと私は思うわけです。それを聞いてどう判断するかは別だと思えますけれども、それを町民の声だと、私はそう思うわけです。それを一切きのうの状況では聞いていないのではないかなと思いますし、さらにその後、広報紙の2月号において議会のほうに対する批判をしているわけですね。私に言わせると、議長と副議長と記者会見もするまでに正式に町長に対してはそれに対して抗議する形では動きは出ています。だから、そういう議会の声を無視するとか、附属機関の広報委員会の意見とか無視するということは、町民の声を聞く気がないのだと、私はそう思うわけです。その辺どういうふうにしてそういうことをやっているのかを再々質問の形でお聞きしたいというふうに思います。

○町長（佐藤克男君） 広報委員会で私のほうに委員長と副委員長がお見えになって、こういうことを声が出ましたと。しかし、これは正式の文書ではありませんと。ですから、各委員からはこの文書については全部没収してこれをお持ちしましたということでした。それを見た段階で、これは私に対する一方的な意見であり、事実関係も確かめていない。そういうものを確かめて、しっかりしてこれをやらないと、私はこの話に対しては聞くわけにいかない。一応置いていきますと言うから、置いていく、それはいい。でも、それは仮のということで、私はそれで受け取ったわけですから。まだ継続審議をしますということですから、私はそれに対してはお話ししないということになっております。きのうもやったことです。私は、お話を、委員長、副委員長、委員会のほう

からまだ報告を受けておりませんので、これに対しては申し述べることはないです。

また、広報2月号に私が書いた文書、これに対して議長が抗議文をくれました。また、記者会見もされたようでございます。これについても私ははっきりと申し述べています。私が勝手にいきなり書いたのではないのです。1月号というのは正月号です。そういう意味においてこれは重要なことです。私もそれに対しては、かなり控えた文章にしてございます。それに町長に対する批判ということがこれは議長から正月号に出てきました。それもこれも一方的なものでございます。私は、それに対して議長にこれはちゃんと私2月号で説明しますからということで説明しました。私は、何らあの文章に問題はないと信じております。私の思ったもの、それを書いたわけでございます。その正月号に議長が書いたことを全く言わずに、私が突然2月号に書いたものだというようなニュアンスで私は説明を受けております。抗議文も読みました。抗議文について私が説明しますよということについても結構だということでございます。私は、この議会の冒頭に行政報告の中で、行政報告ではありませんけれども、議会からそういう抗議文をもらった、それに対して私の意見を申し述べますよということと言っても、それは結構だと、言わないでくれということでございます。ですから、私は議論のないところに何も無いと思います。ですから、広報委員会でも私の意見も聞いてくれと、私は当事者ですから。そういうことも申し上げたにもかかわらず、それについてはなくて、そして一方的な話だけ。これで委員長は、まだ継続審議だということで私には言うておりましたので、そういうことで私は文書としては取り扱っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時53分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○4番（松田兼宗君） きのうの広報委員会の話まだ聞いていないという話ですが、きのうの広報委員会の中で確認していることは、去年の10月号の広報に関しての問題。それに関しては、広報委員会としてまとめた文書、町長に提出した文書でもう完結しているのだというふうな押さえに押さえているわけです。それに対してまだ話は終わっていないとかという話にはならないだろうと。さらに、諮問委員会なわけです。要するに町長から諮問されてこの部分で審議してくれという話で、町長の私見を聞くための委員会ではありません、委員会は。委員会というのは、あくまでもいろんな方々を各界から集めて、公募をしたりしていますけれども、その人たちが集まって、今の町の広報のチェックというか、より良い広報をつくるためにどうしたらいいのかの話をするわけです。それに対して意見をまとめたのがこの前の意見書というか、まとめた文書なわけです。だから、それでもう仕

事としては広報委員会は済んでいるわけです。それを差し戻してどうのこうの審議し直してくれという話にはならないだろうと思います。町長が来た話、きのうもその話は出ました。町長が来て話をしたいということがあるのだということも話題にも上りましたけれども、先ほど言いましたように町長が来て話をするという、町長の意見を聞くというふうなことには話はならないだろうと思います。あくまでも広報委員会でやることは、過去に、きのうやったことということは1年分の広報紙を見まして何か問題点はありませんかという話なのです。それで、去年の10月に緊急に開催した広報委員会において、はっきりあれは全員一致で問題があるということではっきりいっているわけです。そして、どうにかそれをチェックできないのかという話にまでなってしまうわけです、事前に。ただ、広報委員会でその機能というか、権限ありませんから、そこでたまたまですが、私ちょっと調べている中で森町の要綱ですけれども、森町町民の意見箱設置実施要綱というのがあります。これは、平成21年4月6日、要するに訓令第14号という形で設定されている要綱です。これは、佐藤町長が就任してからの設定された要綱です。この中に、これはこの要綱のちょっと第1条を読みますと、この要綱は、町民の意見を町政に反映させるため、意見、要望などを述べるができる町民の意見箱を設けることにより、町政に対する町民の信頼の確保に資するとともに、町民との協働のまちづくりを推進することを目的とするので、あの意見箱が設置されたと。目的に書いてあります。そして、第6条にこの意見箱に寄せられた意見というのは原則として広報紙などを通じて公表するというふうに書いています。そして、公表できない場合のこういう場合は公表できないですよということを書いている項目があります。1つには、2項ですけれども、ほかの者及び団体を誹謗中傷または差別するもの、3つ目にほかの者及び団体の権利または利害を侵害するもの、4つ目に偽造、虚構及び詐欺的なもの、5つ目に法令及び条例などに違反または違反するおそれのあるもの、これに該当する場合は広報紙に載せないと書いてあるわけです。町民にこれを言っているわけです。だけれども、町長が去年の10月号並びに2月号で掲載している中身というのは、まさにこの当てはまる誹謗中傷、差別するものにほかならないのではないですか。それを町長みずからが、町民に対しては規制していることを自分がみずから破っているのです。それが一番問題だと思うのです。だから、今後はこれに準じた形で広報紙の町長からの文章というのは考えてつくってもらわないとならないのだと。これが基準なのです。今までこの条例というか、具体的な広報の中身について規制するものってなかったのです。たまたまこういうところで載っていたものですから、これからこの条例に基づいた設定された形でやってもらわなければ違反になるのだと。またさらに、今後きのうの委員会でも話が出ていますけれども、まだこれ以降その問題が出るとすればさらに広報委員会条例を審査できるまでにしなければならぬのではないかと。それだけの権限を広報委員会が持たなければ、今後いつまでもこの問題というのはけりがつかないのではないかとという話にまでなっています。そういう中でなっているものですから、この辺を含めて、特に今言いました意見箱の設置、実施要綱の規制についてどうお考えになるのか、今後その問題についてどう

するのかをお伺いしたいと思います。

○町長（佐藤克男君） まず1点目に、けさほど私は広報委員長に電話を差し上げて、どうなっていますかと言ったら、まだ継続審議ですと。これは、はっきりと私はそういうふうに伺っております。議会が終わったときにもう一度私のほうに委員長、副委員長でお見えになって報告しますと。継続審議だということは、私ははっきりこの耳で伺っております。松田議員は、もう10月の時点で終わったということによっておりますけれども、私のほうには継続審議なのだというふうに報告を受けております。議会が終わった時点で、また私のほうに報告に来るということで伺っております。

それから、誹謗中傷。意見箱の中での誹謗中傷、これに対しては当然私は書いてございます。しかし、私が広報に書いているのは誹謗中傷ではありません。私が先に何かを書いたなんていうことありません。例えば10月の広報です。これは、北海道新聞社の記事がうそを書いているから、私はそのうそに対して書いたのです。批判でもありません。事実関係を町民に知ってもらおうということを念頭に置いて私は書きました。北海道新聞社については、皆さんもうご存じかもしれませんが、去年の副町長がやめてからの記事、これは函館新聞社と北海道新聞社の記事を見比べれば、同じ日に出ておりますから、また調査委員会でのことについても同じ日に出ております。こういうものも見て、どのように私に対するうその記事を書いているかということがわかると思います。私は、12月議会が終わってから取材を受けました。この取材についても非常にうそを書きますので、ですから私は総務課長に立会人になっていただき、そしてボイスレコーダーも置いて、そして取材を受けました。これに対して、それにもかかわらずまたうそを書きました。非常に私は憤って、1月になってから函館支社のほうに行って報道部長にこの旨をお伝えしました。それ以降、そのようなひどいうその記事を書かなくなりました。そういうことをやる、それに対して私は10月のあれでこれを書いたわけです。非常にそういうものに対して、これは誹謗中傷でも何ともありません。また、2月号の広報についても、これは議長が議長あいさつ、新年のあいさつにああいうことを書きました。私は、議長があのようなことを書くほど勇気あると思っていない。だれかの人にそそのかされて書いたのだらうと、私はそう思いましたけれども……

○議長（野村 洋君） 端的にお願いします。

○町長（佐藤克男君） でも、私はこれはそれに対して私の思いというものを書いたわけなのです。ですから、そこを批判、中傷と言われたら、広報のあれについておかしい、皆さんの理解。ただ、議員の皆さんはそれに対して不満かもしれません。何か批判を受けたと思うかもしれません。でも、町民の皆さんは町長、よくわかったと。通年議会ってどういふことなのかよくわかったと。そういうことも私のほうに報告が来ております。ですから、広報は非常に大切なもので、これは今後もわからないこと、私に対して何かあったことに対して事実関係を書いていくことについては当然のこと、町民に事実関係をお伝えしていくことは当然のことだと、私はそのように考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 松田議員、きのうの審議会の経過みたいのもちょっと言われているのだけれども、その辺松田議員も広報委員として出席していたわけなので、そういう観点からも食い違いがあるのであれば、ここで再度発言を許します。

○4番（松田兼宗君） 確認だけします。

要するにきのうの継続、結論と受け取り方が全然違うのかなという話ということになると思うのですけれども、再度確認しますけれども、まず継続しているものだというふうに考えているのですね。そうしたら、実際に手続上からいうと、広報委員会に文書なり何か出しているわけではないですよ、それに対しての回答みたいな形で。差し戻したから、こちらとしては終わっているわけですから、もうそれについては審議することはないのです。むしろ2月号の問題に関して今後議論しなければならないだろうと、調査しなければならないかの話にまでなっているのです。だから、その辺をまじめに継続の手続を正式にとってください、継続して差し戻したのだということ。それ広報委員長そういうふうな言い方をしたのであれば、そういうふうな差し戻して文書を出して、それで広報委員会で諮ってくださいという形を出してください。それだけを答えてください。

○町長（佐藤克男君） 委員長、副委員長が来ましたので、その旨これは会議が去年の10月だったか、11月に私のところに来たときに、私はそれをはっきりと言いました。ところで、皆さんの言った文書というのは何で没収されたのですか。没収したのでしょうか。それは、会議の議事録、そういうものには残さないということで没収したのではないのですか。それが結論だなんて、没収された書いたものが正式な回答だなんて私は全く思っておりません。ですから、私のところに持ってきたときにはこれは全委員から没収しましたと。それで、そういう書類でございますということで私のほうに持ってきました。だから、私はこれは仮のことなのだなと。何も結論だなんていうことは、私は全く思っておりません。皆さんが本当にそういうことだったら、没収するときにはこれは没収してはいけないということやなせ言わなかったのかなと。これが本当の書類ではないというふうに私は判断をしたところですよ。ですから、それ以降聞き聞いた中では委員長のお話では継続審議だと、これははっきりと私は聞いておりますので、これについては申し上げておきます。

○議長（野村 洋君） 森町の附属機関、審議会、協議会等についてを終わります。

次に、情報公開条例について行います。

○4番（松田兼宗君） それでは、2問目の情報公開条例についてということで質問させていただきます。

町民の知る権利を尊重し、町の保有する公文書の開示を請求する町民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるように、地方自治の本旨に即した公正で民主的な町政の運営に資することを目的に制定されている情報公開条例と森町の情報公開の現状について質問させていただきます。まず1つ目に、平成23年度の運用状況についてお知らせください。

2つ目に、第28条、実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとするがあります。昨年12月議会において一般質問の中で明らかになったように、今の森町の中で公文書管理体制は不十分であることが明らかになりました。その後の改善策をどのようにしているのかをお聞きします。

3点目に、第29条、実施機関は、公文書の目録など公文書を検索するための資料を作成し、一般の利用に供されるよう努めるものとするされる公文書の目録などの資料の作成状況がどうなっているのかお知らせください。

さらに4つ目に、森町情報公開審査会がもし開催されているとすれば運用状況並びに審査会委員のお名前をお知らせください。

○町長（佐藤克男君） 情報公開条例について、1点目の質問ですが、平成23年度の情報公開請求に伴う開示決定等の状況は、現時点、平成24年3月5日現在で6件となっております。なお、内訳は開示決定が2件、不開示決定が1件、文書不存在が3件となっております。

2点目の質問ですが、当町の文書管理体制が脆弱であるということは12月会議でもお答えしたところでありますが、今後の改善策としまして公文書の保存年限、簿冊の管理方法及び保存、廃棄方法の見直しを行い、これを踏まえ、森町文書管理規程の見直しを図り、情報公開の趣旨に即した運用をしていくところです。

3点目の質問ですが、資料の作成状況についてですが、森町情報公開条例が施行されて以降、一般の方が森町の公文書を検索するための資料として公文書目録台帳を作成し、閲覧用として整備をしております。

4点目の質問ですが、平成23年度に審査会の開催はありませんでした。なお、審査会委員は現在不在となっておりますが、今まで森町情報公開審査会の委員と森町個人情報審査会の委員を別々に委嘱していたところですが、内容が関連していることと委員の高齢化等により有識者の確保に苦慮しておりましたので、統一する方向で進めており、現在新たな委員の選考を進めているところでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○4番（松田兼宗君） 今の答弁の中に6件あると。情報公開条例を使った形で開示請求を出したのが6件なのだと。そのうち3件が存在ですか。先ほどの質問との関係があるのですが、町民からの請求の中で今回の広報委員会の町長に出した文書について、最初は去年の12月22日付で返答をもらっています。要するに町広報委員会が出している町長に対しての答申した一切の書類を請求出したわけですね。そのときは、この公文書に当たる文書は存在しないというふうに回答しています。そして、不存在通知決定がされています。それは、23年、去年の12月22日です。そして、翌年今度は23年の、去年の11月7日に行われた森町広報委員会の委員長と町長との面談の議事録について請求出したところ、これも不存在であるという形になっています。さらに、同じく1月6日の不存在通知決定書です

けれども、これは10月14日に開かれた森町広報委員会の臨時委員会の議事録を開示請求しています。これに対しても不存在であるというふうに回答しています。さらに、今度は出し直してくれと言われていたみたいですけれども、出し直したところ不開示、今度は10月14日の森町広報委員会の臨時委員会での会議録、また会議に関する一切の書類を請求しているわけです。出し直してくれと言われていたみたいで、総務課のほうから。出したところ、今度は不開示決定通知書という形で出しています。その部分読みますと、開示しない理由、当該臨時委員会で審議された内容に対し、再審議を求めている状況であり、現段階で当該関係書類を公にすることにより率直な意見交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また町民の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断し、情報は開示はしないという形で不開示決定通知書という形で出しています。だから、まず疑問なところは、最初になんと言っていないながら、その後あるからそれを出し直してくれという、その経緯が全くわからない。それをまず流れについて説明していただきたいと思います。

さらに、同じくこれも去年ですが、議会のほうから平成23年11月30日付で議長名で町長あてに広報広聴常任委員会審議にかかわる資料要求という形で、表記委員会審議を円滑に行うため、常任委員長より当局に対して資料の請求があったところだと。つきまして、12月8日までに提出していただきますようという形で、何を要望出したかという森町広報委員会による町長への改善要望書の写し、これ11月7日に提出したものです、を資料の提出してくれという要望を出しています。これについてはどういうふうに、これも現在進行中である当該業務に支障が出るおそれがあると判断したため、資料は出さないという回答をしているわけです。この辺の先ほども言っていますように、最初は不存在と言っているながら、今度あるからということで継続中だから出せないという判断。中身的にどう考えてもその文書の中身は決定通知書、意見として先ほども言いましたように言っているわけですね、もう終わっているものなのを。そこの食い違いがあるのですけれども、それは先ほど何度も言っていますけれども、いいですけれども、問題は最初に言いましたように不存在決定通知書を出して、その後あるから出し直してくれという話をしています。その辺のいきさつ、さらに先ほども最初の質問の中に審議委員会とか附属機関の問題ですけれども、議事録と違って公開しないのですか。そして、最初不存在ということは議事録もとっていないというふうにとれますけれども、その辺を含めましてなぜそういう流れになってしまったのか。これは、町長よりも総務課長のほうが実際に担当者ですからわかると思うので、その辺町長がご存じでしたら答弁していただければよろしいですけれども。

○町長（佐藤克男君） 先ほども私は松田議員にお話し申し上げております。委員長と副委員長がその書類を持ってきました。この書類については、各委員から全部全員没収しましたということです。ですから、正式な文書だと私は判断しませんでした。ですから、私はこの文書はないものだ。そしてまた、私はその文書についてこれはおかしいですよ、こういうことをまず北海道新聞の記者がうそを言ったことについて、これを調べてください。そして、私を呼んで話をするなら、私はいつでも行きますよということをおし上げ

たわけなのです。ですから、私はあの文書はないものだと、そういう判断をして、ないということで指示しなさいと、答えなさいということを行っているわけです。それは、議事録として残してなくて、そして皆さん没収されたのでしょうか、松田議員も。ですから、私はその書類はなかったものと。そういうのなかったのだけれども、こういう声があったので、一応持ってきましたということで、だから正式の文書ではないと、私はそのように判断しておりました。

その後、何度か北海道新聞社から執拗に私のほうに来ておりました。それについては、これはまだ継続審議だということだから、出せないということでお答えしております。今日も先ほど来言っているように、委員長から私はまだ継続審議だというふうに伺っておりますので、ですからまだこれは出すに当たらないと。そして、議会が終わったら、町長のほうに訪問するということになっておりますので、それを聞いて私はまた私なりにお答えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○4番（松田兼宗君） 確認だけ。先ほどの回収したという話、そのいきさつはどういういきさつかといいますと、その辺は聞いていませんか。手元にはありません。それはなぜかという、当時町長に提出する前に外部に出るのがまずいのではないかという話がありまして、それを防ぐために回収したわけです。だから、手元にないのです。だから、きのうの委員会ではそれを出すことに対しては委員会では何ら問題はないという話になっていきます。それを出してもらえればいい形で進みますので、いいのですが、町長はそれほどこの問題に関して不利益をこうむるものなのですか、あの文書は。それほど広報委員会がその文書によって影響されるものだと。だから、先ほど前の質問でも言いましたように町長の意向は関係ないのです、広報委員会は。あくまでも広報委員のメンバーがどう考えるかの話なのです。あの提出した文書がそれほど町長に不利益になるのだということの判断がどうもなぜそうなのかというのよくわからない。

それと、総務課長のほうにその質問と、最後に総務課長のほうはその流れについて、今回今日の日付で出したみたいですがけれども、不服審査請求を出した話は聞いています。それで、今後不服審査請求をして審査委員会を立ち上げる必要になってくるのだと思いますけれども、それに対しても却下する形になるのでしょうか。この場で答えられるのであれば、その部分も含めて答えていただければよろしいかと思えます。

○町長（佐藤克男君） 私は、文書を見たときに広報委員の皆さんの声の中に違う声もあったということを聞いておりました。しかし、なぜかその声は一切削除されておりました。そういうような広報委員会はないだろうと、もちろん委員長、副委員長には私はそれは申し上げました。そういうものも入れての私のほうに対する諮問ということが本当ではないかと、それも言いました。それと、私は北海道新聞がどのようにそを書いたのか、その真偽をまず確かめてくださいと。そういうものもせずに一方的に審議するということ自体

がこの審議会いいかげんではないかと。私は、それを委員長、そして副委員長に話をしました。委員長、副委員長もそれは確かだねということで帰ったのも知っております。

以上です。

○総務課長（木村浩二君） それでは、再質問の際の質問と先ほどの最後の質問にお答えしたいと思います。

まず、時系列でちょっと説明をさせていただきます。まず、1点目の文書不存在ということですが、これにつきましては広報委員会が町長に答申した一切の書類を求めてきたものでありまして、これは先ほど町長が答えたとおりでございますので、不存在ということに決定をいたしましたところでございます。それから、その後の請求につきましては、広報委員会の委員長と町長の面談の議事録、これを求めてきたところでございますが、議事録は作成していないことと、またボイスレコーダーでの録音もとっていないということで、これについても両方不存在ということで決定をしたところでございます。それから、3点目ですが、これにつきましては平成23年10月14日に開かれた森町広報委員会臨時委員会の議事録を求めてきたところですが、これについても議事録は作成していないので、不存在という形で処理をさせていただきました。この3件の一連の中で、4回目に今度は平成23年、先ほどの委員会ですが、臨時委員会の会議録または会議に関する一切の書類ということになりました。議事録はないと言っておりましたが、会議に関する一切の書類の中で会議の内容について町長への報告なるものがございました。ただ、これにつきましても町長はただいま審議を継続中ということであり、これについて開示することは後々影響が出るおそれもあるので、この時点で不開示とさせていただいたところでございます。

それから、不服申し立ては届いております。ただ、これにつきましては出されたばかりですので、内容を精査して、条例に沿って処理をするのか、あるいは受け取って正式に受け付けをしまして審査委員会に諮ってその後決めるかということはいずれから協議していくことになると思います。

○議長（野村 洋君） いいですね。

○4番（松田兼宗君） はい。

○議長（野村 洋君） 情報公開条例についてを終わります。

次に、副町長選任についてを行います。

○4番（松田兼宗君） 3問目の質問に入る前に、いろんな先ほど2問しました。それについては、今後今日以降の予算委員会の中でその辺は詳しくやりたいと思いますので、またよろしくをお願いします。

それでは、3問目に入ります。副町長選任についてということで質問させていただきます。昨年11月30日に副町長が辞任してから3カ月過ぎました。副町長不在は、行政運営に多大な影響があらうかと思いますが、以下質問させていただきます。

森町の各種条例、規則、要綱、規定などで副町長の業務が多岐にわたり設定されています。今後いないことによる支障があらうかと思いますが、実際にどうなのか。支障

が出ていないのかどうかお聞きします。

2点目に、長期にわたって副町長が不在という事態が継続した場合に条例、要綱などの変更の必要が出てくると思いますが、今後いつ選任するかによってわかりませんが、変更しなければならない状態になるのではないかどうかをお聞きします。

3つ目に、各種の規則や要綱に規定される委員会などの長が副町長とされているケースが数多くあります。これ私が調べているところだと28件あります。まだあるのかもしれませんが。どのように今後対処していくのか。

最後に4つ目に、新たに副町長を今後選任するのかしないのかをお聞きします。

○町長（佐藤克男君） 副町長選任関連の質問についてお答えさせていただきます。

1点目の質問ですが、現在各種要綱等で定めている副町長の業務については、総務課長が代理で行っており、今後も支障が起きないように対処しているところです。

2点目の質問ですが、1点目の質問でもお答えしましたが、現在総務課長が各種委員会等の代表の代理を務めております。その委員会等の要綱などに代表の代理規定がない場合は、都度改正をしながら進めているところであります。

3点目についても総務課長が委員会などの代表の代理で対処しております。

4点目の質問ですが、いずれ時期を見て選任したいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○4番（松田兼宗君） ほとんど実は副町長の代理というのは総務課長がやる形になっているのですよね。それほど総務課長に負担をかけて大丈夫なのですか、今後。もう3カ月過ぎているわけです。予算もありますし、これから今回の議会の日程でも予算委員会があるわけです。その中ですべて総務課長のほうにその仕事に移るということにおいて、耐えられていくのですか。こんな総務課長が何かあったらどうするのですかという問題があるわけです。そのことを考えるならば、早急に副町長を選任していかなければならないのではないかと思うわけです。さらに、町長は不在のことが過去多かったわけですから、職員が決裁をもらうのに困るのではないですか。仕事に支障を来すということになるのではないですか。その辺をどうお考えになっているのか。

さらに、長期にわたる場合に、ほかのそういう町もあるのですけれども、規定とか何かで例えば副町長欠員の間における事務決裁の特例に関する規定とか、そういうのも設けなければまずいのではないかなと思います。そしてさらに、その部分がもしもない場合の長期にわたる場合の問題で起きるのは、自治法上とか、その辺の問題に何か支障、違法の状態になりかねないことが起きるのではないかなということをお聞きしています。その辺どう考えているのか。その辺は、町長よりも総務課長のほうがそれこそよく条例とか法律に関してはご存じなことです。そちらのほうからの答えをいただければいいのかなと思います。

以上です。

○町長（佐藤克男君） 総務課長に負担をかけていることは間違いありません。確かです。しかし、まだ今の総務課長の仕事の能力の範疇内だと、私はそのように考えております。

支障がないのかということですが、そのくらいのことは何ともありません。過去に森町では、町長、そして副町長不在というときが長い時間あったのも皆さんご存じのとおりでございます。町長がおりますから、何かあった場合にこれ今の時代は携帯電話、またメール等々ですぐにそれはできるわけでございますから、それは全く支障を起こしていると思っております。長期間私がいけないということはございません。ただ、2日か3日いないというようなことは、これは今までもよくあったことでございます。長期間、1週間も2週間もあけるなんていうことはございませんので、ですから1日か2日、そのくらいのことについては全く支障はないと、私はそのように思っております。

そして、今私は仕事をやっておりますけれども、今までわからなかったことがわかるようになってきておまして、自分で最初からこういうふうにやっていたら、役場のことがもっともっとわかったのになということ、今非常に仕事を楽しんでやっているところでございます。ですから、決して役場の職員に決裁がなくて支障を来すだとか、そういうことは全くないと、私はそのように思っているところです。

以上です。

○議長（野村 洋君） 法的なこと。

○総務課長（木村浩二君） それでは、法的なことについて私のほうからお答えさせていただきます。

まず、副町長については、自治法第161条に定められておまして、副町長を置くということになってございますので、これに基づきうちの条例でも副町長の設置条例があるわけでございます。ただ、自治法にしても条例にしましてもこういうケースを想定する規定というのがなく、まずあり得ないと思しますので、この空白期間について、では法令的に、条例的に何か影響があるのかということであれば、法的には読み取れないというふうに考えてございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○4番（松田兼宗君） 確かに自治法上はそうなのです。何もそれについては書いているの僕も見つけられなかったのですけれども、ただ副町長を置くという条例を設定されている以上は問題が出る。先ほどいつになるか、時期を見てという言い方してはいますけれども、今後いつを予定しているのか、この人選をしているのかどうかというか、打診をしているとか、見込みがあるのだという話はないのですか、町長。その辺をお聞きすることと、再度もしそういうある程度日数が半年とかいない、不在という状況になった場合、副町長を置かないという条例を設定しなければならない問題が出てくる可能性がある。行革の絡みからするとなくても、置かないところも、町もありますから、そういうことも可能でしょうけれども、そうすると条例を相当いじらなければならないという問題があります。そして、実際問題として今後副町長がいなくて困ることはない町長は言っていますけれども、

それ課長会議等いろんな中で皆さんの意見聞いていますか。どうなのか。支障を来しているのではないですか。その辺支障を来していないとかということを知っていて、困っているのだという話をだれも言う課長はいないかもしれないですけども、その辺はやっぱり思いやって早急に考えてもらったほうがよろしいかと思います。具体的に今後副町長がいない中でいろんな、先ほど28あると言いました。今後例えばすぐ問題になるのが幾つかやっぱりあるのです。委員長が副町長務めているのです。それは、町長、後で十分その辺調べたほうが良いと思います。総務課長のほうがその辺はよくご存じだと思いますけれども、例えば管理職会議もそうですよね。というのがあります。委員長やっています。それと、行政改革推進本部の本部長は町長ですけども、副本部長は副町長になっているとか、あと地域ブランド促進・検討委員会、この委員長は副町長でもありますし、さらに競争入札審査委員会、さらには森町わがまち振興事業委員会、これもほとんど全部副町長なわけです。早急にその辺の影響が出てくる。まだまだ例を挙げたらいっぱい出てくるのだと思うのですけれども、その辺を考えて、先ほど言いましたようにめどをつけているのかも含めて最後に質問して、終わらせていただきます。

○町長（佐藤克男君） だれか考えているのかということ。意中の人はおります。

それから、役場の業務において支障はないのかということ。何人かの管理職に私は聞いてみました。その中でももちろん支障というよりも非常に風通しがよくなって、すぐに決裁をもらえると。前は副町長、そして町長に行ってということで、そこで時間が非常にかかっていたものもあったけれども、今は即もらえると。非常に早くなったという声も聞いております。

それから、いつごろをめどにしているのかということ。これは、この事件がきちんと解決するところではないのかなと、そのように私なりに思っております。場合によっては、解決しなくてもその前に必要と私が考えたら、これは副町長、これを皆さんに諮っていただくというときもあろうかと思っております。今のところは、まだ考えてございません。

○議長（野村 洋君） 副町長選任についてを終わります。

以上で4番、松田兼宗君の質問は終わりました。

2時45分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時47分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、9、子供医療費の助成について、森町の公共工事入札について、8番、木村俊広君の質問を行います。

初めに、子供医療費の助成についてを行います。

○8番（木村俊広君） 通告文に従いまして、質問させていただきます。

まず、子供医療費の助成についてでございます。過去3年間の緊縮財政の成果もあらわれ、若干ではあります、ゆとりが出ていると思われ。すべては、後から来る者のために我々は我慢をしなければならないと町長の名刺の裏にも書いてあると聞いております。しかし、我慢しているだけでは何も始まりません。後から来る者を育てることも我々はしていかなければならないと思っております。現在森町では、子供医療費の助成は小学校卒業までとなっておりますが、既に近隣の市や町では中学校、高校卒業までの医療費を助成しているところもあります。子育て世代は、まだ所得も少なく、大変苦勞しております。森町の子供医療費助成を高校卒業まで引き上げることで、将来を担う子供たち、そして育てる親の負担軽減につながっていくものと考えますが、いかがでしょうか。

○町長（佐藤克男君） 木村議員の質問にお答えさせていただきます。

乳幼児等の医療費の負担において、国では小学校就学前までは2割、小学生以上は3割としているところであります。道においては、北海道医療給付事業において国の制度を上回る制度を設けており、就学前までの入院、通院に対し課税世帯1割、3歳未満及び非課税世帯は初診時一部負担のみとなり、小学生は入院のみ課税世帯1割、非課税世帯初診時一部負担とし、国の制度を上回る部分に対し2分の1の助成をしております。現在森町においてこの道の基準をさらに上回る基準を設けており、小学校就学前まではすべて負担がないような制度としてきたところであります。全道的に見ますと、今年の4月現在ですが、道内179市町村中、通院助成を小学生まで拡大しているのが55市町村、約31%であり、中学生まで拡大しているのが33市町村、高校生までは4町、約2%となっております。ご質問の内容については、昨年6月に開催された民生文教常任委員会においても議題となっており、各種のケースについて検討してまいりました。当面小学生の通院費も助成とした場合、さらに年間約1,800万円の町費が必要となり、また中学生まで入院、通院費を助成した場合、約2,900万円の町費を要することが試算されております。乳幼児等の医療費の拡大助成は、少子化対策の一環として重要な施策だと認識しておりますが、今後の町財政の状況も見据えながら、慎重に検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解を願います。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○8番（木村俊広君） 福祉というのは大変お金がかかるということで、慎重に対応していきたいということでもありますけれども、私当初この問題については24年度の予算で多分盛り込まれてくるのだろうなというふうに想像しておりました。しかし、それがなかったということで、この一般質問をさせてもらっているわけですが、やはりこの近隣の町でも、自治体でもこの問題は大きくとらえて、既にやっていると。この助成をしていくことによって、先ほど西村議員からもいろいろありました。住みづらい町であるから七飯のほうに引っ越しするよと。そういう問題も実際に起きているとも思われます。また、そういう話もよく聞きます。町長、常々言っておられるストロー現象と。これを逆ストローにしていかなければならない、そういうようなこともおっしゃっておりますけれども、こ

れ今森町でやらないということになりますと、確実に若者世代、他の自治体に行ってしまうと。この世代というのは、大変ではあるのだけれども、少ない給料の中で目いっぱい消費するのです。この消費する額というのは、かなり町の財政といいますか、商店街、そういう部分においても波及するものが相当大きいと思います。そういうことも考えまして、ぜひこの24年は無理だとしても、25年にはやりたいのだと、そういう前向きな答えも欲しいなど、そのように考えております。もう一度お願いします。

○町長（佐藤克男君） 今私の手元に近隣市町村の助成内容のあれがあります。北斗市、これは全額助成ということになっております。高校生までです。七飯が中学3年生まで全額です。そして、鹿部も全額助成です。これはやはり中学3年生までです。知内、これも中学3年生まで、木古内は小学校6年生、森は小学校6年生までということで、大体今真ん中に位置しております。しかし、今木村議員から話を聞いた森町から若い世代が出ていってよその町に住むということは、絶対避けなければいけないと私は思います。そういう意味からして、私は今の木村議員の言われたことに、25年度についてはこれは当然やりたいと、そのように思いました。これをそちらの方向に、24年度はあれですけども、25年度についてはこれは絶対やりたいなと今思いましたので、そういう方向で動いていきたいと思えます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問はいいですか。

○8番（木村俊広君） はい。

○議長（野村 洋君） 子供医療費の助成についてを終わります。

次に、森町の公共工事入札についてを行います。

○8番（木村俊広君） それでは、2問目に入らせてもらいます。

森町の公共工事入札についてでございます。現在森町では、一般競争入札、指名競争入札において事前に予定価格の公表はされておられません。しかし、函館市、北斗市など他の自治体では予定価格を公表し、入札を執行しています。森町では、予定価格を公表していないために昨年の入札時に予定価格の制限外として不落札になったという事例が何度かあり、その後不落札となった業者と再入札をせず、町外業者で入札を執行し、落札、発注したと聞いております。今後は、森町の地場産業育成や雇用の確保などを優先するためにも入札予定価格の公表をすべきと考えますが、町としてのお考えをお聞かせください。

○町長（佐藤克男君） 森町の公共工事入札についてお答えさせていただきます。

本町においては、入札及び契約の適正化を図るため、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除等入札契約制度改革を進めており、平成21年3月からこの予定価格についても事前公表から事後公表へ移行しております。地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令はありませんが、公共工事の入札及び契約をめぐる状況を踏まえ、総務省並びに国土交通省から不断の見直しを行い、改善をするよう常々求められているのが現状であります。予定価格の事前公表の弊害として挙げられるのが予定価格が目安にな

って競争が制限され、落札価格が高どまりになる、2番目として建設業者の見積もり努力を損なわせるというのが改善指導の理由となるものですが、特に平成23年8月には公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針、適正化指針です、それから総務省、国土交通省の中で予定価格の事前公表の取りやめ等についても適正な対応を求める緊急要請がなされているところでもあります。本町においては、不正行為の排除、再発防止といった入札制度改革を進めなければならない特段の事情があり、一般競争入札の試行実施とあわせ、この予定価格の事後公表移行も入札制度を改革の大きな視野に据えているものであります。他の自治体の例、本町における不落札の場合の例も挙げておられますが、本町においては地元でできるものは地元でといった地場産業の育成の観点を考慮しながら、受注機会の創出を図っているところでもあります。あわせて町の実情や住民の視点を勘案しつつ、適正な入札契約制度の構築が必要でありますので、予定価格の取り扱いについては入札制度改革が後退することのないよう、議員のお考えも検討させていただき、適切な入札契約の執行に努めていきたいと考えております。

なお、平成23年度における不落札案件は、平成24年2月末までで全調達案件75件のうち5件、設計見直しによる再入札4件、要件変更による再入札1件、結果的に再入札による町外業者との契約締結件数は1件となっております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○8番（木村俊広君） 過去のいろいろなことがあり、なかなか公表するわけにはいかないと。今すぐやるわけにはいかないとのことですけれども、やはり町内業者を育成していくというためにもそういったものが求められているのかなと。そしてまた、高どまりを懸念しているようですけれども、要するに公表価格、最初から抑えたものにすればそういったことも考えにくいのかなというふうに考えるわけですけれども、やはり他の自治体では公表しているということで、町内の業者というのはよそには出ていきづらい。でも、よそからは入れやすいという、そういう状況になっていると思います。今後のこと考えた場合に、これ率先してやれということにはならないかもしれないけれども、少なからず近隣の自治体と歩調を合わせる形に横並びで競争していくという部分でやはり必要かなと。そういう業者間の公平性というものをやっぱりとっていかなければならないのかなという、そういうふうに考えるわけですけれども、再度その辺考慮した中でご返答をいただければありがたいと思います。

○町長（佐藤克男君） 今森町の場合、入札率が大体平均で90%弱ぐらいになっておるかと思えます。今やっている入札制度については、そこそこの成果が出ているのではないのかなと思えますけれども、これも他の市町の、近隣の市や町の入札制度等もよく勉強し、そして当町においてそれがふさわしいのかどうか、前段の答えにも森町の場合は特段の事情があるということも踏まえてどのような制度がいいのか、それも勉強して、そしてまた関係企業等とも相談しながら、これは良い方向に、町としても良い方向、そして業者さん

としても良い方向に行くことは、改善するというのはやぶさかではないのではないかなと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） いいですか。

○8番（木村俊広君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 森町の公共工事入札についてを終わります。

以上で8番、木村俊広君の質問は終わりました。

次に、10、農業振興策と山ろく開発の負担金について、10番、中村良実君の質問を行います。

○10番（中村良実君） それでは、私から通告をしておりました農業振興策と山ろく開発の負担金ということでご質問をさせていただきます。

昭和46年着工し、平成7年に完成をした国営駒ヶ岳総合土地改良事業は、25年間の歳月をかけ、完成しております。当町の畑作地帯は、火山灰土壌のため、生産性の極めて低い土地として、不安定な農業経営を余儀なくされてきました。この地帯は、常襲干ばつ地帯でもあり、これらの解決の一端として畑作かんがいをし、生産性の向上と経営規模拡大、農業経営の安定を図ることを目的に鳥崎川上流にダムを新設し、用排水事業、農地造成などなどを実施してきました。完成時期の畑作面積は1,157ヘクタール、戸数にしますと188戸であります。完成時は、新しい土地改良区を設置し、維持管理をとの考えもありましたが、行政が事務処理をしているのが現状であります。また、今年度の町政執行方針では、環境保全型農業を進め、将来の完全無農薬、完全有機栽培による農業の取り組みと生産コスト軽減に資する営農活動を奨励していきますと述べております。以下、お尋ねをいたします。

1つ目として、環境保全型農業をどう進めていくのか、その実行方策を示していただきたい。

2つ目は、償還が始まって16年が経過をしました。22年度末の負担金未納者の戸数、それから金額、さらには施設使用料の未納者の戸数、金額について。

3つ目として、22年度まで負担金を一度も納めていない戸数と金額について。

4つ目として、約定償還額地元負担金として町が一括支払いをしたいと思います。この場合、未納者と文書等をもって確約書的なものがあるかどうか。

以上の4点についてお願いをいたします。

○町長（佐藤克男君） 中村議員の質問にお答えさせていただきます。

環境保全型農業をどう進めていくのか、その実行方策を示してくださいとのことでございます。環境保全型農業とは、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意し、土づくりを通じて化学肥料、農薬の使用などの環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業です。今すぐ実行方策を示すことはできませんが、化学合成農薬、化学肥料などを減少させることにより、より安全、安心、環境に優しい農作物を生産し、差別化を考慮し

ていかなければならないと考えます。多くの困難が予想されますが、各農家が肥料、農薬の使用状況を把握し、今後どれだけ減少できるかが課題であります。生産者、JA、町が一丸となって進めていかなければならないものと考えます。

次に、償還が始まって16年が経過しました。22年度末の負担金未納戸数、金額、施設使用料の未納戸数、金額についてのご質問でございます。22年度末の戸数及び金額は、負担金は43戸、森地区22戸、砂原地区21戸、未納額は1億2,241万5,091円、使用料は38戸、森地区18戸、砂原地区20戸、未納額は1,692万461円となっております。

次に、平成22年度まで一度も納めていない戸数、金額についてのご質問でございます。22年度末の戸数及び金額は、負担金は6戸、未納額は1,701万6,560円です。使用料は5戸、未納額は148万3,440円でございます。

4番目に、約定償還額地元負担金として町が一括支払いをしたいと思います。この場合、未納者と文書等で確約書的なものがあるのかとのご質問でございますが、毎年戸別訪問時に納付をお願いをしています、納付誓約書により分納をお願いしてございます。死亡による相続人不明など、5戸については面談できない状況にあります。平成20年から24戸の農家と納付誓約書をいただき、数多く訪問し、納付をお願いをしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○10番（中村良実君） 再質問をさせていただきます。

まず、1点目なのですが、環境保全型農業の関係なのですが、町長の執行方針の中にもあるのですが、完全無農薬等については町長がどのように進めていくかは別にしましても、町が一つになって、一丸となって全農家の方々がやるのであれば効果があるでしょう。でも、その一部の地域でやるのであれば、これは私はかなり不可能に近いのかなと、そのように思っております。自分も畑をつくってみて、そう思います。無農薬にしますと、使わないところに全部寄ってくると。ですから、皆さんが一斉にやるのであればそれなりの効果は上がると思います。でも、これはかなり不可能に近いなという感じを受けております。でも、そうした中でもってエコファーマーの資格というのですか、免許というのですか、これを取った方が6戸あるというのですから、この方々はきっとやっていると思います。でも、自分の畑全部やっているかどうかというのは私もわかりませんが、そうした問題を抱えながらの町長の方針でしたから、これをどこで進めていくのかと。町長は、先ほど行政という言葉がちょっと出ました。でも、行政は私は進めていけないであろうと。町長は、もう一つには農協の話を出しました。農協が出てまいりますと、それなりの指導力もありますし、技術力もありますから、私は可能性があるのかなと。ただ、役場がこれを進めるということは私は不可能であろうと。なぜならば、役場の窓口、役場の職員というのは事務屋さんですから、これは専門職に任せるべきであろうと。前に私これみたいな水産の関係と農業のことで町長に質問しているのです。そのときに第1次産業をこれから育てる、発展させていく、それには必要だという。必要であれば、私は専門の職員、今亡

くなりましたけれども、田中さんみたいな第一線を退いた方で結構ですから、そういう方の専門職を置いたらどうですか、配置をしたらどうですかという質問をしているのです。このとき町長は、かなり前向きな返答をしているのです。いいことであります、考えましようと言っているのです。にもかかわらず、全然その気配はない。にもかかわらず、今こういうような問題を出してくる。そういう配置をさせた。そして、それでもって進めていくというのであれば話は別です。そのときに私こういう例も出しているのです。知内のニラの話もしているのです。覚えあると思います。知内のニラが今これだけの大きな産業になったというのは、一人の普及員なのです。この人が真剣に取り組んでくれた。そして、今の知内のニラをこれだけにしたのです。ですから、特に農業というのはそういう専門性があって重要視される職業ですから、そういう方を第一線退いた方でいいですから、森町の役場で雇用して、森町の農業の基礎をきちっとつくっていくべきだと、私はそう思っています。ですから、執行方針にうたうのは結構だと思いますけれども、そういう土台をつくっておいてきちっと施政方針の中でうたってきて、こういうことをやりたいよというのなら話は別です。そのような考え方がありますので、町長の考え方はいかがなのかなと。

それから、2問目です。償還が始まって16年が過ぎているのです。もう半分以上終わりました。もうその完成した時点から見ますと、世代がわりしています。世代がわりもしていますし、また経営者自体もいろいろな条件があっかわっていると、このように思っております。ですから、これもいたし方ない、そう思うのですが、例えば今私の聞きたいのは、ここでこの戸数何戸か云々と聞きました。ただ、今現実的に道に納めている負担金は24年度新年度予算見ますと1億4,624万9,000円なのです。これは、町の負担金と受益者の負担金と恐らくこれ合算されて払っていると思うのです。土地改良法からいくと、それは通るのです。それは、例えば受益者だけが直接納めるということはできないのです。ですから、役場が今窓口ですから、役場が集めて役場の負担金と、それから受益者の負担金と合わせて払っているのです。ただ、ここで問題があるのです。それは、受益者が100%ならいいのです。100%でないのです。そうしますと、森町の負担額100%で払っているわけですから、未納者の分も払っているということなのです。私これが大変だと思います。例えば21年度見ますと、収納率が62.16%なのです。その不足額も全部町の予算の中で払っているのです。予算見てもそうなっていると思います。そうしますと、未納者がずっと今まであるわけでしょう、まだ一回も払っていない人5人もいるわけですから。そうしたときに将来、あと7年ですよ。あと7年がそういうことが続いていくと、私が試算しますとこの未納者の金額というのは最終的には1億6,000万ぐらいになるのではなかろうかなと、そういうような気がしてならないのです。そうしますと、そのお金というのは町税から払わせることになります。私これ大変なことだなと思うのです。今町長の答弁の中では、未払いの人はどうしますか。それは、毎年そのうちに行って会話をしながらお願いしていますよと。お願いしている、それも結構だけれども、最終的には私は文書なければだめだと思います。文書でもってきちんといつまでに払います、それからこれからもこういうふう

にして払っていきますと。それが私は大事だと思う。それが無いのです。恐らくやっていないと思います、私。

それから、それとあわせてもう一つは、施設の使用料の関係なのです。これ10アール当たり600円なのですが、これがあるのです。これも未納者が多い。これとて、これも幾らか負担金から見ると収納率がいいのかな、21年度を見ますと79.32%になっていますから。でも、未納者がいるということです。こういうことを考えますと、私はこれは最終的に7年後は大変だなと。どういう処理をするかという問題です。私は大変だと思います。町税を使って処理するのか、それとも未払いの人はずっとそのまま負債として残しておいて、幾らかでも払ってもらうのか。これが大変です。これが行政の考え方です。町長はどう考えるか、それをお聞かせください。

それから、3つ目の一度も納めていない方、6人も5人もいるということ、これらももう一度考えていただきたい。一度も払っていないということは、これ大変な話ですよ。全く無責任きわまる話です。そういう方が負担額では6人、この施設料では5人いるということ、これもご理解をしていただきたい。

それから、町が一括して払っているということ、これはありがたい話なのですが、これらについてももう一度町長、きちんと考えてご答弁のほどをお願いをいたしたいと。

それから、恐らく施設使用料の関係では、私はこういう人がいると思います。一回も使っていない人。施設を一回も使わない。これは町長、あるのです。あるということは、現実的に機械がなければホース動かせないのです、重くて。人力では動かせない。だから、専業農家でなければ使えない。それとあわせて言うなれば、これできたとき、至るところ畑は散水していました、干ばつ地帯でしたから。ここ三、四年かな、四、五年ぐらいは順調に雨が降るでしょう。それらもあって余り散水しているのが見れなくなりました。でも、負担金は払っていかねばならない。一回も使っていないで毎年払っている方もたくさんいると、私はそう思います。ですから、結果的には79.32%しか施設料を払ってくれないのかなと、勝手にそうも思っております。ですから、私はこの山ろく開発は最終的には大変なことになるなど。施設は古くなっていく、壊れる。これは、当然施設は町のもので、壊れると直さなければならないという問題があります。そうしたら、地下に入っていますから、修繕が大変。修繕料が大変になってくるであろうと、そう思っておりますので、これらについて町長の考え方をもう一度お聞かせをください。

○町長（佐藤克男君） エコファーマー、環境保全型の農業を進めるに当たって、町長、どうやって考えているのだというあれで、中村議員は町一丸となってやらなければこれは不可能だよということなのですけれども、先ほどお話をしたように森町では6軒のエコファーマーがおられるわけです。ですから、私は決して不可能ではないと、そのように。最初は少ない人数でしょうけれども、だんだんそういうものが広がっていくだろうと、私はそのように思っております。その方法として専門職の方をとというお話、これは以前にも私お話し申し上げております。これは、やっぱり前向きにそういう人を探さなければいけな

いだろうなということも考えております。なかなか現状今本来の農業をやっていきながら、そしてまたそれをどういう方法でやったらいいのかということまで、今の農家の人たちがそれも含めて考えてやっていくというのは相当な信念とパワーが必要だと思います。ですから、それを指導する人、こういう方が中村議員のおっしゃるとおり必要であろうなと。ただ、この森町にいるのかなということも踏まえて、そういう方がもし森町に来て、役場の職員、そういうものになって、そしてそういう指導をしていただけるという方がいたら、これはいいだろうなと。また、これは探さなければいけないだろうなというふうに、こう思っております。

それから、駒ヶ岳ダムの水の負担金、また使用料です。この滞納者がかなり多い。本当に私は悔しく思うわけですがけれども、先輩たちは何をやってたのかなというふうに思うわけでございます。これは、本当に今何年もこういう滞納している人たちに今さら払えといっても、払う意思とか、そんなのはもう全くないというのを聞いております。そういう意味では非常に残念なことなわけですけれども、文書等も書くことも、これも一案でしょう。こういうものを作ってもらおうと思います。これも一回も払っていない人も含めてそういうことも考えて、また一回も使っていない方については、中村議員おっしゃるようにこれはもうその方が払っているかどうか私はわかりませんが、そういう方についてはまたご相談申し上げなければいけないだろうなと、そのように思います。

それから、今後7年後に全部のあれが終わると。そのときにはどうするのだということなわけですけれども、これはもう町の財政の中で非常に厳しいけれども、町で処理するしかほかはないだろうなと。私は、これはもう町の責任で処理するという事しかないだろうなと。それは、腹をくくってここはやっていかなければいけないだろうと。現在の農家の人にもう亡くなった人の、これはもうもらえないでしょうし、また廃業した方からももらえないだろうし、でもそういうものも含めて町が負担をしなければいけないというのは必ず出てくるだろうなと、そのように思っております。ただし、今きちっと使っている方についてはこれからも支払いを滞りなくしていただくように、町の方で集金等でまめに回るのが大切なことだと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○10番（中村良実君） 再々質問になります。

今1番目のこの問題については、非常に町長前向きな返答をいただきました。ありがとうございました。第一線を退いた普及員等はいないことはないです。それから、農業ばかりでなくして水産の方でもおります。第一線を退いて一、二年たった方もいるのです。私は、そういう人方をやっぱり活用したほうがいいと、言葉は悪いかもしれませんが。そうすることによって、1次産業の基礎というのは成り立っていくのかなと、私はそういうふうに思っています。例えば職員にするとかではなくして嘱託という形の中で置けばいいことですから、そうしなければ森町の農業というのは栄えていきません。そういうこと

等を考えますと、今の完全無農業ということもあえてはまた日の目を見ることができるのかなと。そして、なるほどなど。森の野菜食べるとおいしいなど。森のものっていいな、そういうことがきつと来るであろう。それがためには専門職員を配置をしていただきたい、このように考えております。

それから、2問目です。2問目は、これ難しいのですけれども、町長は今こう言いましたよね、あと7年で終わりますよと。その後に残った場合、当然これ残ると思います。払えないと思います、私は。残ったときに町税の投入もやむなしという考え方しましたよね、今。これは、大変な決断だと思います。そうすることによって農業者は助かりますけれども、やっぱり町税を使うということになりますから、大変なことだと思います。町長がここで言ったことをきちんと守っていただきたい、私はそう思います。

それから、2問目にもすればよかったのですけれども、2問目あえてしませんでした。それは、実はこの山ろく開発するときに姫川地区に64ヘクタールの町有地を畑地にしたところあるのです。それは、予定の面積に達していない、金額どおりいかないということで、そこは林地であったところなのです。その林地を全部開拓をしまして耕地にしました。そのときの対象者は15人だと私記憶しているのですが、その方々に貸し付けをした。それが今でも生きていくかどうかというのは、私は現場、道路だけ通ると畑になっていますから生きていくのかなと、そう思いますけれども、そこの方、借地ですから、今度。借地ですよ。たしか10アール2,000円かな。2,000円で貸し付けしているはずですよ。そうしますと、2,000円プラス施設管理費が入るのです。2,600円になりますね。ですから、なかなか払うのも大変なのかなと、同情しますよ。でも、それはよしと印を押したわけですから、責任を持って払ってもらわなければならないと思います。それは、地理的にはかなり面倒さがありますから、いいと思います。私なりに調べて、何かの機会にまたお話をさせていただきたいと、そう思います。

もう一度町長の決意を聞きたいのです。その一つは、専門職の人を嘱託的にして雇用するという、その決意を聞きたいということが1つ。それから、もう一つは、最終的に7年後のときにその負債額が残っている場合には町の予算等もいたし方ないであろうと、この2つについて町長の決意を聞きたいと。それで、終わります。

○町長（佐藤克男君） 農業において、また漁業において専門職の方、リタイアされた方を町として、町の専門職として嘱託等で来ていただくということについては、これはもう本当に私はやるというよりもやりたいということは申し述べておきます。やれるかどうかはまた別として、やりたいということです。これは申し述べておきます。それから、探す方法というのはいろんな方法があるかと思えます。ですから、これは森町のこと、そういうあれで農業についての環境に適したそういうもの、そういうエコファーマーをつくるということについて、これはぜひやってみたいことだと思っております。

それから、7年後、これを残った債務について町税を入れて精算するのかというご質問かと思えます。これは、今の段階で私が言うのは非常に無責任なことだと。ただ、これに

についてはそうせざるを得ないのだろうと、私はそのように思います。その当時に、7年後に町長になっておられる方に今私がここで結論めいたことを言うのは大変失礼なことだと思いますので、その方にそういうことは決めていただく。ただ、私の見解としてはこれはそうせざるを得なくなるだろうと、そのように思います。どこでも払ってくれるわけではありませんから、これはいつまでもほうっておくわけにはいかないということで、そうせざるを得なくなるのではないかと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時37分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

農業振興策と山ろく開発の負担金についてを終わります。

10番、中村良実君の質問は終わりました。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会します。

次回は、3月9日午前10時開会とします。

延会 午後 3時38分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成24年3月8日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員